

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2013年1月1日
(第89期)	至	2013年12月31日

旭硝子株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(E01122)

目次

第89期	有価証券報告書	頁
	表紙	
第一部	企業情報	2
第1	企業の概況	2
1.	主要な経営指標等の推移	2
2.	沿革	5
3.	事業の内容	7
4.	関係会社の状況	8
5.	従業員の状況	10
第2	事業の状況	11
1.	業績等の概要	11
2.	生産、受注及び販売の状況	17
3.	対処すべき課題	18
4.	事業等のリスク	20
5.	経営上の重要な契約等	22
6.	研究開発活動	23
7.	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
第3	設備の状況	25
1.	設備投資等の概要	25
2.	主要な設備の状況	25
3.	設備の新設、除却等の計画	26
第4	提出会社の状況	27
1.	株式等の状況	27
2.	自己株式の取得等の状況	75
3.	配当政策	76
4.	株価の推移	76
5.	役員の状況	77
6.	コーポレート・ガバナンスの状況等	79
第5	経理の状況	91
1.	連結財務諸表等	92
2.	財務諸表等	158
第6	提出会社の株式事務の概要	182
第7	提出会社の参考情報	183
1.	提出会社の親会社等の情報	183
2.	その他の参考情報	183
第二部	提出会社の保証会社等の情報	184

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年3月28日
【事業年度】	第89期（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石村 和彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 小林 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5603
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 小林 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	移行日	第88期	第89期
決算年月	2012年 1月1日	2012年 12月	2013年 12月
売上高 (百万円)	—	1,189,952	1,320,006
税引前利益 (百万円)	—	74,998	44,381
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	—	48,433	16,139
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	—	180,571	208,567
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	757,818	908,304	1,087,216
総資産額 (百万円)	1,716,302	1,916,394	2,120,629
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	655.59	786.01	940.69
基本的1株当たり当期純利益 (円)	—	41.90	13.97
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	—	39.45	13.73
親会社所有者帰属持分比率 (%)	44.15	47.40	51.27
親会社所有者帰属持分当期純利益率 (%)	—	5.81	1.62
株価収益率 (倍)	—	14.94	46.81
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	170,165	167,371
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△158,646	△145,978
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△4,066	△33,562
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	117,558	133,818	132,649
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員数で外数 (名)	50,957 〔6,320〕	49,961 〔6,056〕	51,448 〔5,874〕

注 1 第89期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

回次	日本基準				
	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	2009年 12月	2010年 12月	2011年 12月	2012年 12月	2013年 12月
売上高 (百万円)	1,148,198	1,288,947	1,214,672	1,189,956	1,320,006
経常利益 (百万円)	87,207	226,806	166,739	86,621	63,143
当期純利益 (百万円)	19,985	123,184	95,290	43,790	10,333
包括利益 (百万円)	—	—	42,659	171,227	186,361
純資産額 (百万円)	808,312	849,815	850,460	996,949	1,151,870
総資産額 (百万円)	1,781,875	1,764,038	1,691,556	1,899,373	2,119,664
1株当たり純資産額 (円)	646.53	692.59	698.51	815.04	944.47
1株当たり当期純利益 (円)	17.12	105.52	81.90	37.88	8.94
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	17.04	97.84	75.88	35.12	8.58
自己資本比率 (%)	42.36	45.82	47.73	49.59	51.50
自己資本利益率 (%)	2.69	15.76	11.80	5.01	1.02
株価収益率 (倍)	51.29	8.99	7.89	16.53	73.15
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	180,683	285,669	152,223	170,165	167,377
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△115,563	△124,644	△123,581	△157,407	△147,957
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△30,092	△100,797	△60,833	△5,305	△31,584
現金及び現金同等物の期 末残高 (百万円)	95,869	152,792	117,558	133,818	132,649
従業員数 〔 〕内は平均臨時従業員 数で外数 (名)	47,618 〔5,556〕	50,399 〔5,055〕	50,957 〔6,320〕	49,961 〔6,056〕	51,448 〔5,874〕

注1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第89期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	2009年 12月	2010年 12月	2011年 12月	2012年 12月	2013年 12月
売上高 (百万円)	527,841	638,521	560,474	543,103	540,108
経常利益 (百万円)	31,162	136,583	87,233	34,970	43,394
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△42,174	73,495	53,780	3,543	37,148
資本金 (百万円)	90,873	90,873	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数 (千株)	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705	1,186,705
純資産額 (百万円)	487,360	532,896	528,836	531,220	580,551
総資産額 (百万円)	1,097,753	1,153,964	1,106,829	1,157,597	1,244,448
1株当たり純資産額 (円)	416.56	455.55	456.12	458.09	500.59
1株当たり配当額 (円)	16.00	26.00	26.00	26.00	18.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(8.00)	(12.00)	(13.00)	(13.00)	(13.00)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△36.12	62.96	46.22	3.07	32.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	58.38	42.83	2.84	30.83
自己資本比率 (%)	44.3	46.1	47.6	45.7	46.5
自己資本利益率 (%)	△8.26	14.44	10.16	0.67	6.71
株価収益率 (倍)	—	15.07	13.98	203.91	20.35
配当性向 (%)	—	41.3	56.3	846.9	56.00
従業員数 (名)	6,330	6,275	6,367	6,374	6,269

注 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第85期は、1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率、配当性向は記載しておりません。

2 【沿革】

年	沿革
1907年	旭硝子株式会社創立
1909年	尼崎工場（現関西工場尼崎事業所）を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
1914年	牧山工場（現北九州事業所）を設置
1916年	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
〃	鶴見工場（現京浜工場）を設置
1917年	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
1939年	伊保工場（現関西工場高砂事業所）を設置
1944年	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
1950年	企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復して設立され、再発足。株式を上場。
1954年	ブラウン管用ガラスの生産を開始
1956年	自動車ガラスの生産を開始
〃	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
1959年	千葉工場を設置
1964年	フッ素化学品の生産を開始
〃	タイ旭硝子社（現AGCフラットガラス・タイランド社）を設立し、タイに進出
1965年	羽沢研究所（現中央研究所）を設置
〃	タイ旭硝子社（現AGCケミカルズタイランド社）を設立し、アジアでの化学品生産を開始
1970年	愛知工場を設置
1972年	相模事業所（現相模工場）を設置
〃	アサヒマス板硝子社を設立し、インドネシアに進出
1974年	鹿島工場を設置
〃	タイ安全硝子社（現AGCオートモーティブ・タイランド社）を設立し、アジアでの自動車ガラス生産を開始
1981年	ベルギーのグラバーベル社（現AGCガラス・ヨーロッパ社）を買収、欧州に進出
1985年	APテクノガラス社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社の自動車ガラス部門）を設立し、米国での自動車ガラス生産を開始
〃	合成石英ガラスの生産を開始
1988年	米国の板ガラス製造会社であるAFGインダストリーズ社（現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社）に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
1991年	ベルギーのスプリンテックス社（現AGCオートモーティブ・ヨーロッパ社）へ資本参加、欧州での自動車ガラス生産を開始
〃	チェコのグラブユニオン社（現AGCフラットガラス・チェコ社）に資本参加し、同国へ進出
1992年	中国に大連フロート硝子社（現旭硝子特種ガラス（大連）有限公司）を設立し、同国での板ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ株式会社（現AGCディスプレイガラス米沢株式会社）で液晶用透明電導膜付きガラス基板の生産を開始
1995年	TFT液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
〃	中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司（現旭硝子汽車玻璃（中国）有限公司）を設立し、同国での自動車ガラス生産を開始
1996年	プラズマディスプレイパネル（PDP）用ガラス基板の生産を開始
1997年	ロシアのボー・グラス・ワークス社（現AGCボーグラスワークス社）に資本参加し、ロシアに進出
1999年	英国ICI社のフッ素樹脂事業（現AGCケミカルズ・ヨーロッパ社）を買収し、欧州でのフッ素化学品の生産を開始
2000年	台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社（現AGCディスプレイガラス台湾社）を設立し、台湾でのTFT液晶用ガラス基板の生産を開始
2002年	カンパニー制を導入、グローバル一体経営体制に移行

年	沿革
2003年	韓旭テクノグラス社にて、韓国でのPDP用ガラス基板の生産を開始
2004年	AGCオートモーティブ・ハンガリー社を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
〃	旭硝子ファインテクノ韓国社を設立し、韓国でのTF T液晶用ガラス基板の生産を開始
2007年	グループブランドをAGCに統一
〃	旭ファイバークラス株式会社の全株式を譲渡し、ガラス繊維事業から撤退
2008年	オプトレックス株式会社の当社が保有する全株式を譲渡し、液晶表示装置事業から撤退
2009年	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
〃	スマートフォン・タブレットPC等のカバーガラス向けに化学強化用特殊ガラスの生産を開始
2010年	中国にTF T液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顕示玻璃（昆山）有限公司を設立
〃	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退
2011年	ブラジルにAGCガラス・ブラジル社を設立し、同国に進出
2012年	ドイツのインターペイン・グラス・インダストリー社と戦略的提携
2013年	シンガポールに東南アジア地域統括拠点として、AGCアジア・パシフィック社を設立

3 【事業の内容】

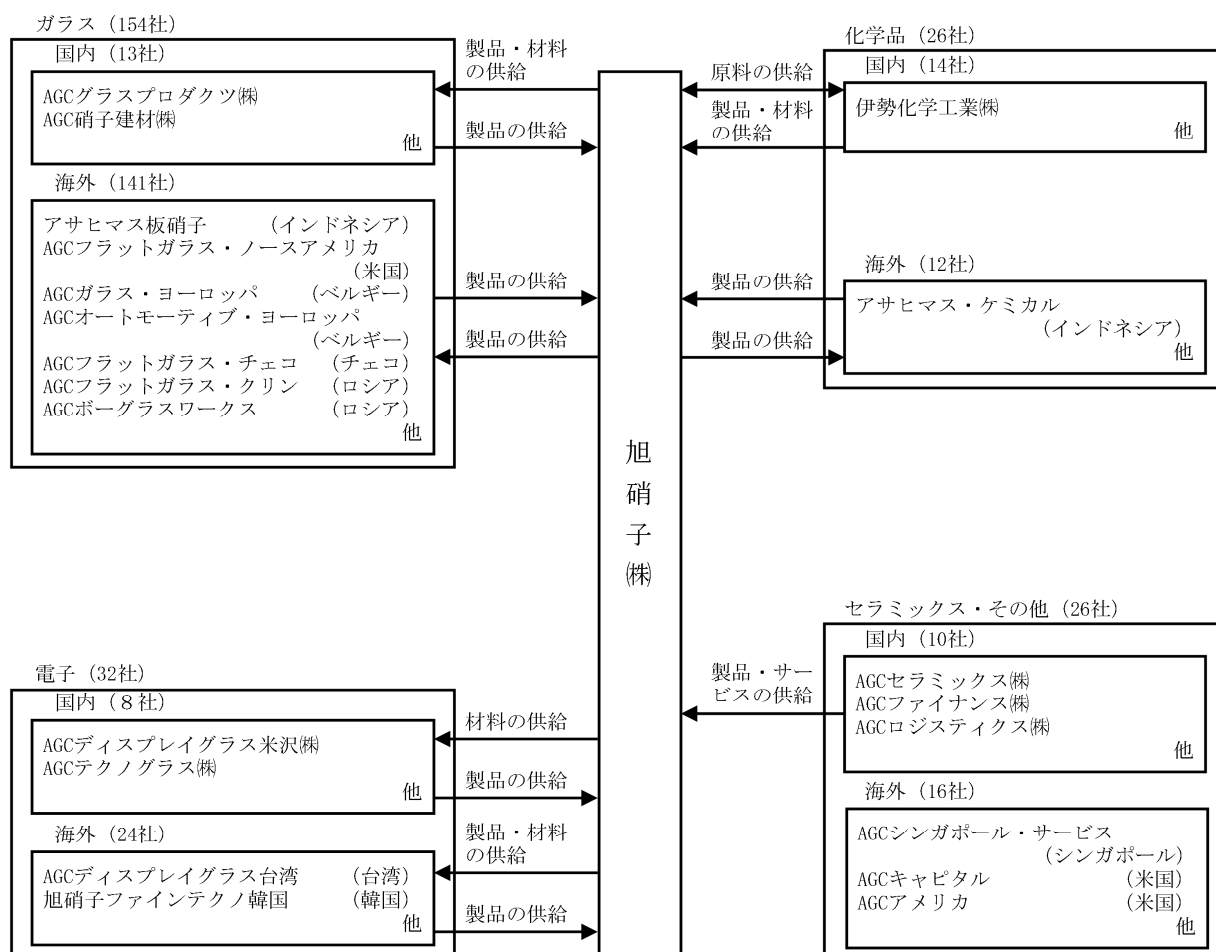
当社及び当社の関係会社（以下、当社グループという）は、当社、子会社229社及び関連会社49社により構成され、その主な事業内容は次のとおりです。

なお、以下の区分とセグメント情報における事業区分とは、同一です。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、 建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、安全ガラス、防・耐火ガラス、防犯ガラス等）、 自動車用強化ガラス、自動車用合わせガラス、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、 装飾ガラス等
電子	表示デバイス用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、 光学薄膜製品、オプトエレクトロニクス用部材、合成石英製品、ガラスフリット・ペースト、 半導体製造装置用部材、照明用製品等
化学品	塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、ガス、溶剤、フッ素樹脂、撥水撥油剤、 医薬中間体・原体、ヨウ素製品、電池材料等

上記製品の他、当社グループは、セラミックス製品、物流・金融サービス等も扱っています。

当社グループにおける当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりです。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ガラス					
AGC硝子建材㈱	東京都台東区	百万円 450	板ガラス、建築用加工 ガラス及び建材の製 造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部（板ガラス） を購入しております。 役員兼任者等が8名おります。
AGCグラスプロダクツ㈱	東京都台東区	百万円 1,287	建築用加工ガラスの製 造、販売及び板ガラス の切断、販売	70.0 (0.0)	当社から材料の一部（板ガラス） を購入しております。 役員兼任者等が4名おります。
* アサヒマス板硝子	Jakarta, Indonesia	億ルピア 2,170	板ガラス、自動車用ガ ラス、産業用加工ガラ スの製造、販売	43.9 (0.0)	当社から製品の一部（自動車用ガ ラス）を購入し、当社へ製品の一 部（自動車用ガラス）を供給して おります。 役員兼任者等が6名おります。
* AGCフラットガラス・ ノースアメリカ	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 1,258	板ガラス、自動車用ガ ラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しており ます。 役員兼任者等が3名おります。
AGCオートモーティブ・ ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 68	自動車用ガラスの製 造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入してい ります。
* AGCガラス・ヨーロッパ	Louvain-La-Neuve, Belgium	百万ユーロ 346	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	役員兼任者等が3名おります。
* AGCフラットガラス・ チェコ	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
* AGCフラットガラス・ クリン	Spas-Zaulok, Russia	百万ルーブル 4,259	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
AGCボーグラスワークス	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス、自動車用ガ ラスの製造、販売	92.6 (92.6)	
電子					
AGCテクノグラス㈱	静岡県榛原郡 吉田町	百万円 7,233	照明用・工業用・理化 医療用製品の製造、販 売及び光学薄膜製品の 製造	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（光学薄膜製品 等）を供給しております。 役員兼任者等が9名おります。
AGCディスプレイグラス 米沢㈱	山形県米沢市	百万円 400	電子用ガラスの製造、 販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部（ガラス素 板）を購入し、当社へ製品（電子 用ガラス）を供給しております。 役員兼任者等が6名おります。
* AGCディスプレイグラス 台湾	台湾斗六市	百万新台幣 ドル 3,120	電子用ガラスの製造、 販売	100.0 (100.0)	当社から材料の一部（ガラス素 板）及び製品（電子用ガラス）を 購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子ファインテクノ 韓国	韓国亀尾市	百万ウォン 227,000	電子用ガラスの製造、 販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部（ガラス素 板）及び製品（電子用ガラス）を 購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
化学品					
※ 伊勢化学工業㈱	東京都中央区	百万円 3,599	ヨウ素製品、金属化合 物の製造、販売及び天 然ガスの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料（かん水等）を購入 し、当社へ製品の一部（天然ガス 等）を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
アサヒマス・ケミカル	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 42	苛性ソーダ、塩化ビニル原料の製造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備の一部（フッ素系イオン交換膜）を購入しております。役員兼任者等が5名おります。
セラミックス・その他					
AGCセラミックス㈱	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦等）を供給しております。役員兼任者等が7名おります。
AGCファイナンス㈱	東京都千代田区	百万円 800	国内における関係会社のためのファクタリング業	100.0 (0.0)	当社及び当社の関係会社に対しファクタリング業を行っております。役員兼任者等が5名おります。
AGCロジスティクス㈱	東京都千代田区	百万円 100	受発注、保管、輸送等各種物流サービス業務	100.0 (0.0)	当社の製品に係る物流関連事業の受託をしております。役員兼任者等が8名おります。
* AGCシンガポール・サービス	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社のための資金調達、融資及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資等を行っております。役員兼任者等が4名おります。
* AGCアメリカ	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 1,689	北米における関係会社の株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しております。役員兼任者等が3名おります。
AGCキャピタル	Georgia, U. S. A.	百万米ドル 20	北米における関係会社のための資金調達及び融資	100.0 (100.0)	当社の関係会社に対し融資等を行っております。役員兼任者等が4名おります。
その他の連結子会社179社					
(持分法適用関連会社)					
36社					

- 注 1 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有割合であります。
- 2 会社の名称欄*印は特定子会社であります。
- 3 会社の名称欄※印は有価証券報告書を提出している会社であります。
- 4 上記会社は、その売上高（連結会社相互の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2013年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
ガラス	32,359 [4,877]
電子	10,573 [184]
化学品	5,046 [686]
報告セグメント計	47,978 [5,747]
セラミックス・その他	3,470 [127]
合計	51,448 [5,874]

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2013年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
6,269	40.7	16.7	8,023,638

セグメントの名称	従業員数（名）
ガラス	1,963
電子	1,138
化学品	1,420
報告セグメント計	4,521
セラミックス・その他	1,748
合計	6,269

注 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社においては、旭硝子労働組合（組合員総数4,164名）が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2013年1月1日から2013年12月31日まで）における当社グループを取り巻く世界経済は、欧州の財政・金融問題の影響や新興国の輸出及び内需拡大の鈍化が見られたものの、緩やかな景気回復が続きました。

欧州においては、一部の国の財政危機の影響による高い失業率と個人消費の落ち込みのため、景気は低調に推移しました。アジアにおいては、中国を中心に一部の国で経済成長の鈍化が見られましたが、輸出と個人消費が牽引し、景気は概ね堅調でした。日本においては、輸出の持ち直しと底堅い個人消費により、景気は緩やかに回復しました。アメリカにおいては、住宅着工戸数は低い水準ながらも改善が続き、個人消費も安定的に推移したことから景気は緩やかに回復しました。

このような環境の下、当社グループでは電子関連製品の出荷が増加し、また円安が進行したことから当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1,301億円（10.9%）増の13,200億円となりました。しかしながら、製品価格の下落、原燃材料価格の上昇、円安による一部海外子会社の収益性低下により、営業利益は同219億円（21.5%）減の799億円、税引前利益は同306億円（40.8%）減の444億円、親会社の所有者に帰属する当期純利益は同323億円（66.7%）減の161億円となりました。

なお、当社グループは、従来の日本基準に替えてIFRSを当連結会計年度から適用しております。全ての数値はIFRSベースで表示しており、当連結会計年度と比較している前連結会計年度の諸数値についても、IFRSに準拠して作成しております。

当連結会計年度におけるセグメントの業績の概要は以下のとおりです。

① ガラス

建築用ガラスの出荷は、日本・アジアにおいては堅調に推移しました。北米では緩やかに回復したものの、生産性の問題等により収益の改善には至りませんでした。欧州では低調に推移し、価格も前連結会計年度に比べ低い水準となりました。ソーラー用ガラスの出荷は、厳しい競争環境が継続し、前連結会計年度に比べ減少しました。これらの結果、建築用及びソーラー用ガラスを合わせた板ガラスは、円安等の影響で前連結会計年度に比べ増収となったものの、厳しい事業環境が継続したことから、収益は悪化しました。

自動車用ガラスは、日本では前連結会計年度に比べ自動車生産台数が減少し、当社グループの出荷も減少しました。一方、欧州では自動車生産台数は低迷したものの、当社グループの出荷は堅調に推移しました。アジア、北米においても出荷は堅調に推移し、また円安の影響もあり、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度のガラスの売上高は前連結会計年度比1,027億円（18.2%）増の6,673億円となりました。営業損益については、欧州建築用ガラス事業の市場環境悪化等により、同124億円悪化し131億円の損失となりました。

② 電子

表示デバイス用ガラス基板やディスプレイ用特殊ガラスの出荷は前連結会計年度に比べ増加しました。電子部材の出荷はオプトエレクトロニクス用部材、半導体関連製品ともに前連結会計年度に比べ増加しました。

以上の結果から、当連結会計年度の電子の売上高は前連結会計年度比19億円（0.5%）増の3,460億円となりました。営業利益については、液晶用ガラス基板事業において販売価格が下落し、また円安進行により海外子会社の収益性が低下したことから、同103億円（12.2%）減の741億円となりました。

③ 化学品

クロールアルカリ・ウレタンは、アジアでの出荷が堅調に推移したことから、前連結会計年度に比べ増収となりました。フッ素・スペシャリティは、医農薬中間体・原体やフッ素樹脂の出荷が堅調に推移したことから、前連結会計年度に比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の化学品の売上高は前連結会計年度比334億円（13.0%）増の2,907億円、営業利益は同9億円（5.6%）増の177億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー（営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計）は、税引前利益が減少したものの、設備投資等が減少したことなどにより、前連結会計年度比99億円（85.7%）増の214億円の収入となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて、配当金の支払いなどがあり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より12億円（0.9%）減少し、1,326億円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比28億円（1.6%）減の1,674億円となりました。これは主に、税引前利益が減少したことによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比127億円（8.0%）減の1,460億円となりました。当該支出は、主に成長分野への設備投資を実施したことによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により使用された資金は、前連結会計年度比295億円（725.4%）増の336億円となりました。当該支出は、主に配当金の支払いなどによるものです。

(3) 並行開示情報

連結財務諸表規則（第7章及び第8章を除く。）により作成した要約連結財務諸表及びIFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

また、日本基準により作成した要約連結財務諸表については、百万円未満切り捨てにより記載しております。

① 要約連結貸借対照表（日本基準）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2012年12月31日)	当連結会計年度 (2013年12月31日)
資産の部		
流動資産	651,248	695,240
固定資産		
有形固定資産	957,661	1,060,777
無形固定資産	51,909	56,285
投資その他の資産	238,553	307,361
固定資産合計	1,248,124	1,424,424
資産合計	1,899,373	2,119,664
負債の部		
流動負債	372,816	457,928
固定負債	529,607	509,865
負債合計	902,423	967,794
純資産の部		
株主資本	984,023	964,473
その他の包括利益累計額	△42,181	127,111
新株予約権	1,862	1,989
少数株主持分	53,243	58,295
純資産合計	996,949	1,151,870
負債純資産合計	1,899,373	2,119,664

② 要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書（日本基準）
要約連結損益計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
売上高	1,189,956	1,320,006
売上原価	871,286	1,005,104
売上総利益	318,670	314,901
販売費及び一般管理費	225,724	244,176
営業利益	92,945	70,725
営業外収益	7,363	7,802
営業外費用	13,687	15,384
経常利益	86,621	63,143
特別利益	14,120	3,298
特別損失	31,772	29,788
税金等調整前当期純利益	68,970	36,653
法人税等	21,194	23,417
少数株主損益調整前当期純利益	47,776	13,236
少数株主利益	3,986	2,902
当期純利益	43,790	10,333

要約連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	47,776	13,236
その他の包括利益	123,451	173,124
包括利益	171,227	186,361
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	164,656	179,626
少数株主に係る包括利益	6,570	6,734

③ 要約連結株主資本等変動計算書（日本基準）

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	970,480	△163,047	1,584	41,444	850,460
当期変動額	13,543	120,866	278	11,799	146,488
当期末残高	984,023	△42,181	1,862	53,243	996,949

当連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	984,023	△42,181	1,862	53,243	996,949
当期変動額	△19,550	169,292	126	5,052	154,921
当期末残高	964,473	127,111	1,989	58,295	1,151,870

④ 要約連結キャッシュ・フロー計算書（日本基準）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	170,165	167,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	△157,407	△147,957
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,305	△31,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,806	10,994
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	16,259	△1,168
現金及び現金同等物の期首残高	117,558	133,818
現金及び現金同等物の期末残高	133,818	132,649

- ⑤ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
前連結会計年度及び当連結会計年度とも、該当ありません。
- ⑥ IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異に関する事項
(退職給付に係る費用)

当社グループは、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用を一定の期間で償却しておりました。IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識することが求められております。また、退職給付債務の数理計算上の仮定が相違するため、退職給付費用を追加認識しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、売上原価・販売費及び一般管理費が5,686百万円減少し、その他の包括利益が23,546百万円増加しております。

(のれんの償却停止)

当社グループは、のれん及び負ののれんを一定期間にわたり償却しておりました。IFRSでは、のれんの償却は行われず、每期減損テストを実施することが要求されます。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が1,972百万円減少しております。

なお、前連結会計年度における差異に関する事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 31 初度適用」をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、セグメント毎に生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っている製品はほとんどありません。

(3) 販売実績

販売実績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

3【対処すべき課題】

(1) 経営の基本方針

当社グループは、グループビジョン“**Look Beyond**”を定め、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」、「ダイバーシティ（多様性）」、「エンバイロメント（環境）」、「インテグリティ（誠実）」をグループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置づけています。

これらの価値観の下、以下の課題に取り組みます。

(2) 中長期的な経営戦略 《経営方針 **Grow Beyond**》

当社グループは、2020年のありたい姿を次のとおりとしています。

「持続可能な社会に貢献している企業」として

- ・ 差別化された強い技術力を持ち、
- ・ 製品のみならず、生産工程・事業活動全般にわたって環境に配慮し、
- ・ 新興地域の発展にも寄与する、

高収益・高成長のグローバル優良企業でありたい。

このありたい姿に向けて、当社グループは3つの戦略に基づき、成長基盤の構築を進めています。

(3つの戦略)

・ ガラス技術立社

ガラス技術を深化させるとともに、当社グループのコア技術である、ガラス、化学、セラミックスの技術を融合、発展させることで事業を差別化します。

・ 環境・エネルギー問題に技術力で貢献

生産工程の省エネルギー化やコア技術を活用した製品の提供を通して、環境・エネルギー問題に貢献します。

・ 第2のグローバルイゼーション

成熟市場における収益力の強化を図るとともに、地域の状況に応じた施策を展開し、新興市場において更に事業を拡大していきます。

また、お客様の業界を広く捉え、当社グループの技術を活用しながら長期的な成長を見込む領域として、事業ドメインを次のとおり設定しています。

(事業ドメイン)

- ・ 快適な生活・空間領域
- ・ クリアな映像・通信領域
- ・ クリーン&グリーンなエネルギー領域

当社グループは、業界を超えた様々な事業にグループの総合力を活かして価値を提供することで、一層の成長を目指します。

(3) 対処すべき課題 《中期経営計画“**Grow Beyond-2015**”》

①中期経営計画の進捗状況および目標数値の見直し

2013年から2015年までの中期経営計画“**Grow Beyond-2015**”では、真に強いAGCグループの実現を目指し、「成長基盤の強化・定着」、「業績を上昇トレンドに反転」の2つを課題として、様々な施策を進めています。

初年度である2013年は、業績反転に向けた施策展開を積極的に進めたものの、当初想定と異なる2つの要因により減益でのスタートとなりました。その要因とは、円安進行によるディスプレイ事業海外子会社の収益性低下と、西・中欧の需要低迷やロシアの経済減速等による欧州建築用ガラスの回復の遅れです。

以上の事業環境を踏まえて、中期経営計画で定めた内容の一部を見直します。

まず、2014年から2015年までの設備投資は当初計画から200億円削減し2,800億円に、同期間の研究開発費は当初計画から100億円削減し900億円に圧縮します。

さらに、財務目標であるROEについても当初2015年の目標としていた12%以上の達成時期を2020年とし、短期的な目標は5%に見直します。

なお、D/Eレシオについては、当初目標である0.5以下を継続します。

②2014年以降の取り組み

真に強いAGCグループの実現に向けて、2014年以降は以下の課題に取り組みます。

<業績を上昇トレンドに反転>

●ガラス事業の収益改善

ガラス事業の喫緊の課題は、欧米の板ガラス事業の収益改善です。

欧州板ガラスについては、早期に業績を回復させるべく、これまで西欧での窯停止や工場閉鎖による需給ギャップの改善、間接部門人員削減等の構造改革を進めてきました。2014年は、欧州ソーラー用カバーガラス生産停止等の構造改革を更に推進します。

北米建築用ガラスは、高付加価値品・新製品の投入加速等の販売強化施策と、生産体制見直し等によるコスト改善に努めたものの、生産トラブル等の影響で2013年は営業利益の改善には至りませんでした。今後は、従来の取り組みに加え、これまで商業用ビルディングに偏り手薄であった住宅市場の取り込みや、設備稼働安定化・生産性向上等により収益性を高め、業績を反転させます。

以上により、ガラス事業全体としての収益性を改善し、まずは2014年に赤字解消を進め、2015年に黒字を定着させます。

●ディスプレイ事業 収益性低下への対応

当社グループは、成長が見込まれる中国市場や中小型市場で伸長するとともに、高効率設備による更なる生産性改善、並びに既存生産拠点の全体最適化によるコストダウンを推進することで、ディスプレイ事業の収益性低下を最小限に止めるよう努めます。

●全社的な体質強化

事業毎の収益改善施策に加え、全社的な体質強化としてのコスト削減を推進します。全社横断的なプロジェクトにより、製品受注から出荷まで一連の生産プロセスにおけるトータル生産体制の効率化や、研究開発業務及び管理業務の効率化を行います。

<成長基盤の強化・定着>

●新興国での事業強化

当社グループは、第2のグローバリゼーション戦略の下、近年新興国への投資を積極的に進めてきました。

既にブラジル、中国、インドネシアでは新設した生産設備が稼働しており、更に設備増設やメキシコ、ベトナムの拠点が加わることで、新興国での事業基盤はより強固なものとなります。

今後は、新興国市場の成長を確実に取り込み、これらの投資による収益貢献を高めていきます。

●新製品の投入加速・拡販

当社グループは、新製品として紫外線99%カットガラスUVベールPremiumシリーズや、超低熱収縮ディスプレイ用ガラス基板AN Wizus等を既に投入していますが、今後も3つの事業ドメイン「快適な生活・空間領域」、「クリアな映像・通信領域」、「クリーン&グリーンなエネルギー領域」において新製品の投入と拡販を進め、その収益化を加速します。

その代表例である化学強化ガラスについては、強度を更に高めた電子機器向け化学強化用特殊ガラスの新製品Dragontrail Xによるラインナップの拡充や、輸送機器・ソーラー発電・建材等当社グループの持つ幅広い販路を活用した多用途展開により、拡販を図ります。

●化学品事業の伸長

全事業において成長基盤の強化・定着を進めていく中で、とりわけ大きな伸長を目指す成長ドライブが化学品事業です。

新興国市場の一つである東南アジアでは、既に苛性ソーダ等で高いシェアがあることに加え、インドネシアやベトナムでの積極投資により市場成長を確実に取り込みます。

また、今後も世界的な需要拡大が見込まれる医農薬中間体や、温暖化係数が従来品に比べ圧倒的に小さい新冷媒等の高機能フッ素製品を拡販します。

AGCグループは、以上の取り組みを確実・迅速に推進することで、現在の中期経営計画期間中に業績を反転させるとともに、3つの戦略「ガラス技術立社」、「第2のグローバリゼーション」、「環境・エネルギー問題に技術力で貢献」を強化・定着し、収益化することで、中長期での成長を目指します。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は2014年3月28日現在において判断したものです。

(1) 製品需要に関連する市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、及び電子・ディスプレイ業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等、多岐にわたっており、各地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) ディスプレイ事業への依存

当連結会計年度において、当社グループの営業利益は、損益の振れ幅が大きいディスプレイ事業への依存度が高くなっています。よって、当事業の損益が悪化した場合には、他事業の利益でカバーしきれず、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外への事業展開

当社グループでは、製品の輸出及び海外における現地生産等、幅広く海外活動を展開しています。この海外展開に関するリスクとして、海外における政治経済情勢の悪化、輸入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、テロ・戦争の発生が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資材等の調達

当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するため、これらについての供給の逼迫や遅延等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(7) 環境規制

当社グループは、資源とエネルギーを大量に使用する環境負荷の高いガラス及び化学品事業を主に行っており、環境負荷の低減のための設備や管理体制の充実を図ることに加え、生産効率すなわち資源やエネルギーの原単位向上等、環境負荷の低減に取り組んでいます。一方、温室効果ガス、土壤汚染、化学物質などの環境課題の広がりと共に規制や社会が求める環境責任が高まることにより、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、他社の知的財産権の調査を行い、問題の発生の防止を図っていますが、他社との間に知的財産を巡って紛争が生じたり、他社から知的財産権の侵害を受けたりする可能性は皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟・法的手続

当社子会社である韓国電気硝子社は、ブラジルに少量輸出していたブラウン管用ガラスバルブについて、同国競争法当局から競争法違反行為の可能性の調査を受けており、調査の結果、違反行為があったと判断された場合には、課徴金等を課される可能性があります。

その他、当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる潜在的な悪影響を最小限に抑えるため、全設備において定期的な防災点検及び設備保守を行っています。しかしながら、生産設備に対する災害（地震、停電又はその他の混乱を含む）の影響を完全に予防又は軽減できる保証はありません。

また、製品によっては、代替生産できないものもあり、大地震又はその他の災害により、当社グループのいずれかの設備における一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、特定製品に関する生産能力を著しく低下させる可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(12) 為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を与えます。

(13) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(14) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術援助契約等

契約会社名	相手方	契約の内容	契約期間	対価
旭硝子株 (当社)	アサヒマス板硝子 (インドネシア共和国、ジャカルタ市)	フロート板ガラス製造技術の提供	1993年1月1日より10年間（以降毎年1年ずつ更新）	頭金のほか、契約期間中、正味売上高に一定率を乗じた金額の支払いを受ける。
	アサヒマス・ケミカル (インドネシア共和国、ジャカルタ市)	イオン交換膜法苛性ソーダ製造技術及びエチレンジクロライド、塩化ビニールモノマー・ポリマー製造技術の提供	1987年11月30日発効商業生産開始日（1989年9月1日）より15年間有効。以降毎年1年ずつ更新。	頭金のほか、契約期間中、正味売上高に一定率を乗じた金額の支払いを受ける。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針**Grow Beyond**に掲げている“2020年のありたい姿”を実現するために、ガラス・化学・セラミックス技術をコア技術とし、①ガラス技術立社、②環境・エネルギー問題に技術力で貢献、③第2のグローバル化の3つの戦略によって事業を発展させ、新たな成長基盤を構築することとしております。また、事業ドメインを「快適な生活・空間領域」「クリアな映像・通信領域」「クリーン&グリーンなエネルギー領域」として、成長事業分野に注力し、事業開拓を加速していきます。研究開発におきましても、これらの分野に重点を置いた取り組みを進め、技術力の向上に鋭意努めております。

具体的には、携帯端末のカバーガラスなどに用いられる化学強化用特殊ガラスの開発とディスプレイ以外（自動車内装や建築、照明、太陽光パネルなど）への用途展開、環境負荷とコストの同時かつ大幅な削減を目指す革新的ガラス溶解技術開発の加速、ガラス・化学・セラミックス技術の融合による高付加価値商品（ディスプレイ関連部材や省エネ効果の高いガラス等）の開発を、日米欧の研究開発部門の連携をより強化して進めております。

当社グループの研究開発組織は、新材料・新商品開発及びそれを支える共通基盤技術開発を主たる業務とする中央研究所、生産技術に関する研究・開発・設備化を主たる業務とする生産技術センター、生産設備の建設・既存設備に関する開発・メンテナンス等を主たる業務とするエンジニアリングセンター、開発の各フェーズにおける知的財産の調査・分析・出願・権利化・権利行使と知財戦略策定・推進を主たる業務とする知的財産センター、現行事業及びその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する事業部研究開発部署などで構成されます。2012年1月には、グループの総合的な技術戦略を、より効果的かつ効率的に推進するため、「技術本部」を設置し、上述の中央研究所、生産技術センター、エンジニアリングセンター及び知的財産センターを統括するとともに、「技術本部」内の企画・調整を執り行う技術企画室を設置しました。

これらの研究開発組織は、長期マクロトレンド等から作成した技術動向予測情報（Technology Outlook）を基に、技術・研究開発の進むべき方向性（技術ロードマップ）を策定・共有することで、開発案件の商品化・事業化を加速し、成果の早期実現を図っております。

また当社では、必要に応じ、共同研究や委託研究、または国が行う大型プロジェクトへの参画等を活用することで、効率的な開発推進を図っております。2004年からは、ユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」も導入しており、国内の大学・公的研究機関との共同研究を進めています。

さらに北米及び欧州に駐在員を配置し、海外大学や研究機関等への積極的な情報収集活動を行うとともに、当社グループとのシナジーが期待できる技術を保有するベンチャー企業の探索を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は46,882百万円でした。当連結会計年度における各事業部門別の研究開発課題と研究成果及び研究開発費は次のとおりです。

(1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記3つの戦略に基づいた全社研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しております。コーポレートが担当している大型プロジェクトとしては革新的低燃費溶解技術の開発、フロート法の技術強化による超薄板ガラスの開発等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は20,233百万円でした。

(2) ガラス

当事業の研究開発部門では、板ガラスや自動車用ガラスに関する商品設計や新技術開発、生産技術開発を行っております。また、経営方針**Grow Beyond**に基づいて、省エネ効果の高い建築用ガラスや自動車用ガラスに関する技術開発、さらにはコーポレートと協力して環境負荷とコストの同時かつ大幅な削減を目指す革新的ガラス生産技術の開発にも注力しております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は8,529百万円でした。

(3) 電子

当事業の研究開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応する表示デバイス用ガラスを提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査などの生産技術開発に注力しております。さらに、その他にも多岐にわたる研究開発テーマがあり、主に半導体製造装置用部材、ディスプレイ関連部材、光電子部材、ハードディスク基板等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は10,160百万円でした。

(4) 化学品

当事業の研究開発部門では、「安心・安全・快適」をもたらす素材ソリューションを提供すべく、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学などの基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っております。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発に注力している他、医薬品中間体・原体分野の開発も進めております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は7,221百万円でした。

(5) セラミックス・その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は737百万円でした。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態

① 資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末比2,042億円（10.7%）増の21,206億円となりました。これは主に、円安により為替換算後の有形固定資産が増加したことに加え、上場株式の株価上昇に伴いその他の金融資産が増加したことによるものです。

② 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比198億円（2.1%）増の9,755億円となりました。これは主に、円安により為替換算後の有利子負債が増加したことによるものです。

③ 資本

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末比1,844億円（19.2%）増の11,451億円となりました。これは主に、円安により在外営業活動体の換算差額が増加したことと、上場株式の株価上昇に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動が増加したことによるものです。

④ 資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1,301億円（10.9%）増の13,200億円となりました。売上原価は前連結会計年度比1,250億円（14.8%）増の9,710億円となりました。売上原価率については、製品価格の下落、原材料価格の上昇、円安による一部海外子会社の収益性低下により、前連結会計年度比2.5ポイント悪化の73.6%となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度比219億円（21.5%）減の799億円、営業利益率は前連結会計年度比で2.5ポイント悪化の6.1%となりました。

当連結会計年度の税引前利益は、営業利益の減少により、前連結会計年度比306億円（40.8%）減の444億円となりました。税引前利益率は前連結会計年度比で2.9ポイント悪化の3.4%となりました。

当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期純利益は、税引前利益の減少により、前連結会計年度比で323億円（66.7%）減の161億円となりました。また、当連結会計年度の基本的1株当たり当期純利益は13.97円となりました。

なお、セグメント別の売上高及び営業利益の概況に関しましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(4) 財務方針

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コマーシャル・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、グループ全体で1,385億円となりました。セグメント別の概要は以下のとおりです。

ガラスにおいては、ブラジルにおける建築用ガラス及び自動車用ガラス製造設備の新設等で738億円の設備投資を実施しました。

電子においては、生産性向上のための設備改修等で434億円の設備投資を実施しました。

化学品においては、207億円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行により賄いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2013年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
関西工場尼崎事業所 (兵庫県尼崎市及び大 阪市住之江区)	電子	電子用ガラス 製造設備	10,486	12,267	1,093 (208)	2,400	26,247	257
関西工場高砂事業所 (兵庫県高砂市)	電子	電子用ガラス 製造設備	17,822	39,075	508 (430)	1,705	59,112	418
京浜工場 (横浜市鶴見区)	ガラス、電子、 セラミックス・ その他	板ガラス、 電子用ガラス 製造設備	10,428	14,267	1,144 (287)	1,487	27,328	858
千葉工場 (千葉市原市)	化学品	化学品製造設備	16,680	18,045	5,736 (793)	823	41,285	831
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、 自動車用ガラス 製造設備	11,833	20,601	2,709 (652)	2,816	37,960	987
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学品	板ガラス、化学 品製造設備	9,004	16,220	2,565 (849)	551	28,342	485
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車用ガラス 製造設備	1,890	2,664	2,277 (116)	470	7,303	446
本社 (東京都千代田区)	セラミックス・ その他	その他設備	8,157	4,945	9,483 (592)	9,142	31,729	1,255
中央研究所 (横浜市神奈川区)	セラミックス・ その他	その他設備	3,699	4,459	502 (68)	1,448	10,109	558

注 1 各事業所の内容には管轄の厚生施設等を含んでおります。

2 第89期に関西工場および高砂工場を組織統合し、関西工場尼崎事業所および関西工場高砂事業所に名称変更しております。

(2) 国内子会社

2013年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCグラスプロ ダクツ㈱	鹿島工場 (茨城県神栖 市) 他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,405	1,772	510 (46)	646	4,334	870 [174]
AGCテクノグラ ス㈱	静岡工場 (静岡県榛原 郡) 他	電子	照明用・ 光学用・理 化医療用製 品製造設備	2,126	7,570	5,779 (327)	224	15,700	467
伊勢化学工業㈱	白里工場 (千葉県大網 白里市) 他	化学品	ヨウ素製品 製造設備	3,090	3,800	1,491 (213)	635	9,018	248
AGCセラミック ス㈱ (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	セラミック ス・その他	セラミック ス製品製造 設備	1,159	1,761	— (—)	155	3,075	237

(3) 在外子会社

2013年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
AGCガラス・ヨ ーロッパグループ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	64,365	95,967	12,671 (9,531)	8,478	181,482	14,538
AGCフラットガ ラス・ノースアメ リカグループ	Greenland Plant (Tennessee, U.S.A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車用 ガラス製造 設備	8,379	20,574	915 (3,918)	1,180	31,050	3,772 [392]
AGCディスプレ イグラス台湾	雲林工場 (Yunlin hsien, Taiwan)	電子	電子用 ガラス製造 設備	37,023	103,173	7,654 (250)	590	148,441	1,866
アサヒマス・ケミ カル	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学品	化学品 製造設備	2,596	14,590	4,466 (994)	266	21,919	1,052 [377]

注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 土地面積には借地は含んでおりません。

3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。

4 [] 内は臨時従業員数であり、年間の平均人員数を外数で記載しております。
(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております)

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。また、第90期におけるセグメントごとの計画金額も決定しておりません。

なお、当連結会計年度後1年間の設備投資計画は、1,400億円であります。

注 1 金額には消費税等を含んでおりません。

2 第90期における設備の除却は、経常的な設備の更新のための除却を計画しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2013年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2014年3月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,186,705,905	1,186,705,905	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。ま た、単元株式数は1,000 株であります。
計	1,186,705,905	1,186,705,905	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

イ 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数 (個)	186	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	186,000 (新株予約権1個につき1,000株) (注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2007年7月3日～ 2037年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,447 資本組入額 724	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 2007年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「対象者」という。) は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から10年間に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約 (以下、「割当契約」という。) に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合 (ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

①対象者が2032年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年7月3日から2037年7月2日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合 (ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。

(5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

② 2008年6月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2008年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数 (個)	207	201
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	207,000 (新株予約権1個につき1,000株) (注2)	201,000 (新株予約権1個につき1,000株) (注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2008年7月2日～ 2038年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,007 資本組入額 504	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割 (又は株式併合) の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「対象者」という。) は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から10年間に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約 (以下、「割当契約」という。) に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合 (ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り (ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2033年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年7月2日から2038年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合 (ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

③ 2008年3月28日定時株主総会決議及び2008年6月11日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2008年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	65	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1,391円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月1日～ 2014年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,612 資本組入額 806	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2008年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 2008年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

④ 2009年6月10日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2009年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	562	555
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	562,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	555,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月2日～ 2039年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 488 資本組入額 244	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2034年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年7月2日から2039年7月1日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑤ 2009年3月27日定時株主総会決議及び2009年6月10日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2009年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	70	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき776円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月1日～ 2015年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 977 資本組入額 489	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2009年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
- 3 2009年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{\text{新規発行(処分)前の株価} + \text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑥ 2010年6月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2010年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	388	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	388,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月2日～ 2040年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2010年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2035年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年7月2日から2040年7月1日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2010年9月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	188	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき862円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2013年9月1日～ 2019年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,102 資本組入額 551	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2010年9月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2010年9月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)前の株価}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑧ 2011年2月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2011年3月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	31	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年3月2日～ 2041年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 946 資本組入額 473	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2011年3月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2036年3月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年3月2日から2041年3月1日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑨ 2011年6月8日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	430	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	430,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月2日～ 2041年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2036年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年7月2日から2041年7月1日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑩ 2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2011年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	176	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき964円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2020年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2011年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2011年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑪ 2012年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,020	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,020,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月3日～ 2042年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
①対象者が2037年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年7月3日から2042年7月2日まで
②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
(4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑫ 2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2012年7月2日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	308	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	308,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき562円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月2日～ 2021年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 670 資本組入額 335	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2012年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2012年7月2日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑬ 2013年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年3月26日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	278	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年3月27日～ 2043年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 355 資本組入額 178	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2013年3月26日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年3月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年3月27日から2043年3月26日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑭ 2013年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	592	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	592,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月2日～ 2043年7月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 356 資本組入額 178	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の①、②又は③に定める場合(ただし、②については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- ①対象者が2038年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月2日から2043年7月1日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- ③対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)
権利行使開始日から1年間
- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

⑮ 2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議
(通常型ストックオプション (2013年7月1日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	331	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	331,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき761円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2016年7月1日～ 2022年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 899 資本組入額 450	同左
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
- 2 2013年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$
- 3 2013年7月1日以降、次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$
- (ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。)
行使価額を次の算式により調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$
- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
(3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
(5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

注 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(viii) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ロ 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2009年11月25日取締役会決議

(旭硝子株式会社2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (2009年12月14日発行))

	事業年度末現在 (2013年12月31日)	提出日の前月末現在 (2014年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,691,309(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1,094.3円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	2009年12月28日～ 2014年10月31日(注4)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,094.3 資本組入額 548	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左
新株予約権付社債の残高	50,000百万円	同左

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3(2)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、事業年度末現在1,094.3円である。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4 ただし、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の発行要項に定める当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

- 5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 2013年2月1日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間（2013年1月1日に開始する四半期については、同日から同年1月31日）において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
 - ① (i) Standard & Poor's Ratings Services若しくはその承継格付機関（以下「S&P」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限る。以下同じ。）がB以下である期間、若しくは株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がA以下である期間、(ii) S&P若しくはR&Iにより当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は(iii) S&P若しくはR&Iによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ② 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還の通知を行った以後の期間（ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
 - ③ 当社が組織再編等を行うにあたり、上記4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の発行要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間
- 6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の発行要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して本新株予約権付社債の発行要項に定める証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記3(3)と同様の調整に服する。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5(2)と同様の制限を受ける。
- ⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。
- ⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の発行要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の発行要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2008年1月1日～ 2008年12月31日 (注1)	23	1,186,705	13	90,873	13	91,164

注 1 転換社債の転換によるものであります。

2 最近5事業年度における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がないため、直近の増減を記載しております。

(6) 【所有者別状況】

2013年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	141	63	1,294	495	23	64,281	66,297	—
所有株式数 (単元)	—	403,036	90,011	133,285	277,623	50	277,142	1,181,147	5,558,905
所有株式数 の割合 (%)	—	34.12	7.62	11.29	23.51	0.00	23.46	100.00	—

注 自己株式30,945,903株は「個人その他」に30,945単元及び「単元未満株式の状況」に903株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2013年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	58,074	4.89
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	〃 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	48,078	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	38,115	3.21
東京海上日動火災保険株式会社	〃 千代田区丸の内一丁目2番1号	34,247	2.89
日本生命保険相互会社	〃 千代田区丸の内一丁目6番6号	30,904	2.60
パークレイズ証券株式会社	〃 港区六本木六丁目10番1号	30,000	2.53
公益財団法人旭硝子財団(注2)	〃 千代田区四番町5番3号	23,230	1.96
三菱地所株式会社	〃 千代田区大手町一丁目6番1号	22,703	1.91
株式会社三菱東京UFJ銀行(注3)	〃 千代田区丸の内二丁目7番1号	20,686	1.74
株式会社みずほ銀行(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	〃 千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	19,272	1.62
計	—	325,311	27.41

- 注 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が30,945,903株あります。
- 2 公益財団法人旭硝子財団は、1934年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓く科学・技術に関する調査・研究、国際会議に対し必要な助成等を行うとともに、地球環境問題における顕著な業績に対する顕彰を行っております。
- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2012年12月17日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、2012年12月10日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2013年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,186	2.63
三菱UFJ信託銀行株式会社ほか3社	82,063	6.91
計	113,249	9.54

上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

- 4 ジーエルジー パートナーズ エルピーから、2013年10月22日付で、株券等の大量保有に関する報告書が関東財務局に提出されており、2013年10月15日現在で以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2013年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ジーエルジー パートナーズ エルピー	61,228	5.16
計	61,228	5.16

注 5 野村証券株式会社から、2014年1月10日付で、野村証券株式会社ほか3社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、2013年12月31日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2013年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
野村証券株式会社	30,473	2.55
野村アセットマネジメント株式会社ほか2社	48,546	4.02
計	79,020	6.49

上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

なお、野村証券株式会社から、2014年1月22日付で、野村証券株式会社ほか2社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、2014年1月15日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
野村証券株式会社	5,058	0.42
野村アセットマネジメント株式会社ほか1社	49,022	4.06
計	54,080	4.44

上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2013年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,945,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 449,000	—	同上
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,149,753,000	1,149,753	同上
単元未満株式	普通株式 5,558,905	—	同上
発行済株式総数	1,186,705,905	—	—
総株主の議決権	—	1,149,753	—

注 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	903株
相互保有株式 共栄商事株式会社	703株

② 【自己株式等】

2013年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 旭硝子株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	30,945,000	—	30,945,000	2.61
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	244,000	—	244,000	0.02
(相互保有株式) 大東株式会社	東京都渋谷区本町六丁目34番7号	—	205,000	205,000	0.02
計	—	31,189,000	205,000	31,394,000	2.65

注 大東株式会社は、当社の取引先会社で構成される持株会 (旭硝子取引先持株会 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) に加入しており、同持株会名義で当社株式を保有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

① 2007年6月13日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2007年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2007年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2007年6月13日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ ①」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 2008年6月11日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2008年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 イ ②」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 2008年3月28日定時株主総会決議及び2008年6月11日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2008年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2008年3月28日開催の第83回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2008年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2008年3月28日(定時株主総会)及び 2008年6月11日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名並びに当社子会社の取締役1名及び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ③」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 2009年6月10日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2009年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ④」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤ 2009年3月27日定時株主総会決議及び2009年6月10日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2009年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2009年3月27日開催の第84回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2009年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2009年3月27日(定時株主総会)及び 2009年6月10日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員14名並びに当社子会社の取締役1名及び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑤」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥ 2010年6月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2010年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年6月9日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑥」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦ 2010年3月30日定時株主総会決議及び2010年6月9日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2010年9月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2010年3月30日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、新株予約権を発行することが、2010年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2010年3月30日 (定時株主総会) 及び 2010年6月9日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員35名並びに当社子会社の取締役2名及び従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑦ 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧ 2011年2月9日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2011年3月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年2月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年2月9日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑧ 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨ 2011年6月8日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑨」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑩ 2011年3月30日定時株主総会決議及び2011年6月8日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2011年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2011年3月30日開催の第86回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2011年6月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2011年3月30日(定時株主総会)及び 2011年6月8日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑩」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑪ 2012年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年6月6日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑪」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑫ 2012年3月29日定時株主総会決議及び2012年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2012年7月2日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2012年3月29日開催の第87回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2012年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2012年3月29日（定時株主総会）及び 2012年6月6日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑫」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑬ 2013年2月7日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年3月26日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年2月7日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑬」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑭ 2013年6月6日取締役会決議

(株式報酬型ストックオプション (2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役 (社外取締役を除く。) 及び当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年6月6日 (取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名及び当社取締役を兼務しない当社執行役員19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑭」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑮ 2013年3月28日定時株主総会決議及び2013年6月6日取締役会決議

(通常型ストックオプション (2013年7月1日発行))

会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに2013年3月28日開催の第88回定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員に対し、新株予約権を発行することが、2013年6月6日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2013年3月28日(定時株主総会)及び 2013年6月6日(取締役会)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ ⑮」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑯ 2014年3月28日定時株主総会決議

(通常型ストックオプション)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、2014年3月28日開催の第89回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年3月28日(定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される予定であり、付与対象者の区分及び人数も同取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)
株式の数	350,000株を上限とする。(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	(注3)
新株予約権の行使期間	割当日より3年を経過した日から、6年間とする。
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。

- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株式の発行又は自己株式の処分が、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- 注 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「対象者」という。）は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
- (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(iii)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。
当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	67,959	44,676,057
当期間における取得自己株式	6,279	3,853,801

注 当期間における取得自己株式には、2014年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	245,741	237,449,048	15,333	14,806,280
保有自己株式数	30,945,903	—	30,936,849	—

注 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数241,000株) 及び単元未満株式の買増請求による買増し (株式数4,741株) であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数13,000株) 及び単元未満株式の買増請求による買増し (株式数2,333株) であります。

2 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2014年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益の配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%程度を目安とし、連結業績や将来の投資計画等も総合的に勘案しながら、積極的に株主の皆様への還元に努めていきたいと考えております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1株当たり5円としました。

中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株当たり18円となり、連結配当性向は128.8%となります。

内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための研究開発や設備投資・投融资、M&Aなどに活用することを基本方針としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2013年7月31日 取締役会決議	15,025	13.0
2014年3月28日 定時株主総会決議	5,778	5.0

4 【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	2009年12月	2010年12月	2011年12月	2012年12月	2013年12月
最高（円）	903	1,136	1,163	755	832
最低（円）	413	764	595	415	569

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2013年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	682	604	630	616	665	665
最低（円）	613	571	576	569	593	626

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長執行役員CEO		石村 和彦	1954年 9月18日生	1979年4月 当社入社 2006年1月 当社執行役員 2007年1月 当社上席執行役員エレクトロニクス& エネルギー事業本部長 2008年3月 当社取締役兼社長執行役員COO 2010年1月 当社取締役兼社長執行役員CEO (現在に至る)	1年	106
代表取締役 副社長執行役員		西見 有二	1947年 1月20日生	1970年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 2002年6月 当社執行役員 2005年3月 当社上席執行役員 2008年3月 当社専務執行役員ディスプレイカンパ ニープレジデント 2009年1月 当社副社長執行役員電子セクター長 2009年7月 当社副社長執行役員電子カンパニープ レジデント 2011年3月 当社取締役兼副社長執行役員 (現在に至る)	1年	30
取締役 常務執行役員	社長室長	藤野 隆	1956年 2月12日生	1979年4月 当社入社 2008年3月 当社執行役員経営企画室調査役 2009年1月 当社執行役員経営企画室長 2010年1月 当社常務執行役員社長室長 2010年3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長 (現在に至る)	1年	47
取締役 常務執行役員	技術本部長	平井 良典	1959年 8月19日生	1987年4月 当社入社 2009年7月 当社電子カンパニー事業企画室長 2011年1月 当社事業開拓室長 2012年1月 当社執行役員事業開拓室長 2014年1月 当社常務執行役員技術本部長 2014年3月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長 (現在に至る)	1年	15
取締役		坂根 正弘	1941年 1月7日生	1963年4月 ㈱小松製作所入社 1989年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1997年6月 同社専務取締役 1999年6月 同社取締役副社長 2001年6月 同社取締役社長 2003年6月 同社取締役社長兼CEO 2007年6月 同社取締役会長 2011年3月 当社取締役(現在に至る) 2013年4月 ㈱小松製作所取締役相談役 2013年6月 同社相談役(現在に至る)	1年	9
取締役		木村 宏	1953年 4月23日生	1976年4月 日本専売公社(現日本たばこ産業㈱) 入社 1999年6月 同社取締役 2001年6月 同社取締役退任 2005年6月 同社取締役 2006年6月 同社取締役社長 2012年6月 同社取締役会長(現在に至る) 2013年3月 当社取締役(現在に至る)	1年	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		江川 雅子	1956年 9月7日生	1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店 入社 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インク ニュー ヨーク本店入社 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会 社 東京支店入社 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社 東京支店入社 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール 日 本リサーチ・センター センター長 2009年4月 東京大学理事 (現在に至る) 2014年3月 当社取締役 (現在に至る)	1年	2
常勤監査役		梅本 周吉	1950年 4月12日生	1973年4月 当社入社 2005年3月 当社執行役員経理センター長 2005年4月 当社執行役員財務企画室長 2007年1月 当社上席執行役員財務企画室長 2008年3月 当社常務執行役員財務企画室長 2009年7月 当社常務執行役員経理・財務室長 2013年1月 当社常務執行役員社長付 2013年3月 当社常勤監査役 (現在に至る)	4年	71
常勤監査役		玉井 泉	1949年 5月5日生	1973年4月 (株)三菱銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀 行) 入社 2000年6月 同行取締役 2001年6月 同行執行役員 2004年5月 同行常務執行役員 2005年1月 同上退任 2005年1月 (株)DCキャッシュワン取締役副社長 2009年3月 同上退任 2009年3月 当社常勤監査役 (現在に至る)	4年	15
監査役		芳賀 研二	1947年 2月4日生	1971年4月 日本オイルシール工業(株) (現NOK (株)) 入社 1985年6月 当社取締役技術本部副本部長 1993年6月 当社常務取締役研究開発本部長 2004年6月 当社監査役 2008年6月 当社相談役 (現在に至る) 2011年3月 当社監査役 (現在に至る)	4年	8
監査役		原 徹	1952年 10月6日生	1977年4月 日本銀行入行 2004年5月 同行システム情報局長 2007年4月 同行検査役 検査室長 2009年6月 同行退行 2009年6月 (株)横浜銀行監査役 2013年6月 同上退任 2013年7月 日本通運(株)警備輸送事業部顧問 (現在に至る) 2014年3月 当社監査役 (現在に至る)	4年	-
計						305

- 注 1 取締役のうち坂根正弘氏、木村宏氏及び江川雅子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち玉井泉氏、芳賀研二氏及び原徹氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役7名は、2014年3月28日開催の第89回定時株主総会で選任されたものであります。
- 4 監査役のうち芳賀研二氏は2011年3月30日開催の第86回定時株主総会で、梅本周吉氏及び玉井泉氏は2013年3月28日開催の第88回定時株主総会で、原徹氏は2014年3月28日開催の第89回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
- 5 執行役員は取締役兼務者を含め2014年3月28日現在で27名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化することです。また、経営執行についてはコーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図っています。

イ. 経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在（2014年3月28日）、取締役の人数は7名（任期1年）、うち3名が社外取締役（女性の取締役1名を含む）です。また、執行役員制を採用しており、執行役員（任期1年）は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計13回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、2013年から2015年までの中期経営計画の進捗及び次年度の事業・資金計画等の重要事項の承認を行いました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。

当連結会計年度においては、合計5回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。

当連結会計年度においては、合計4回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度等について審議しました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

当連結会計年度においては、合計13回の監査役会を開催しました。各監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役に提出しました。

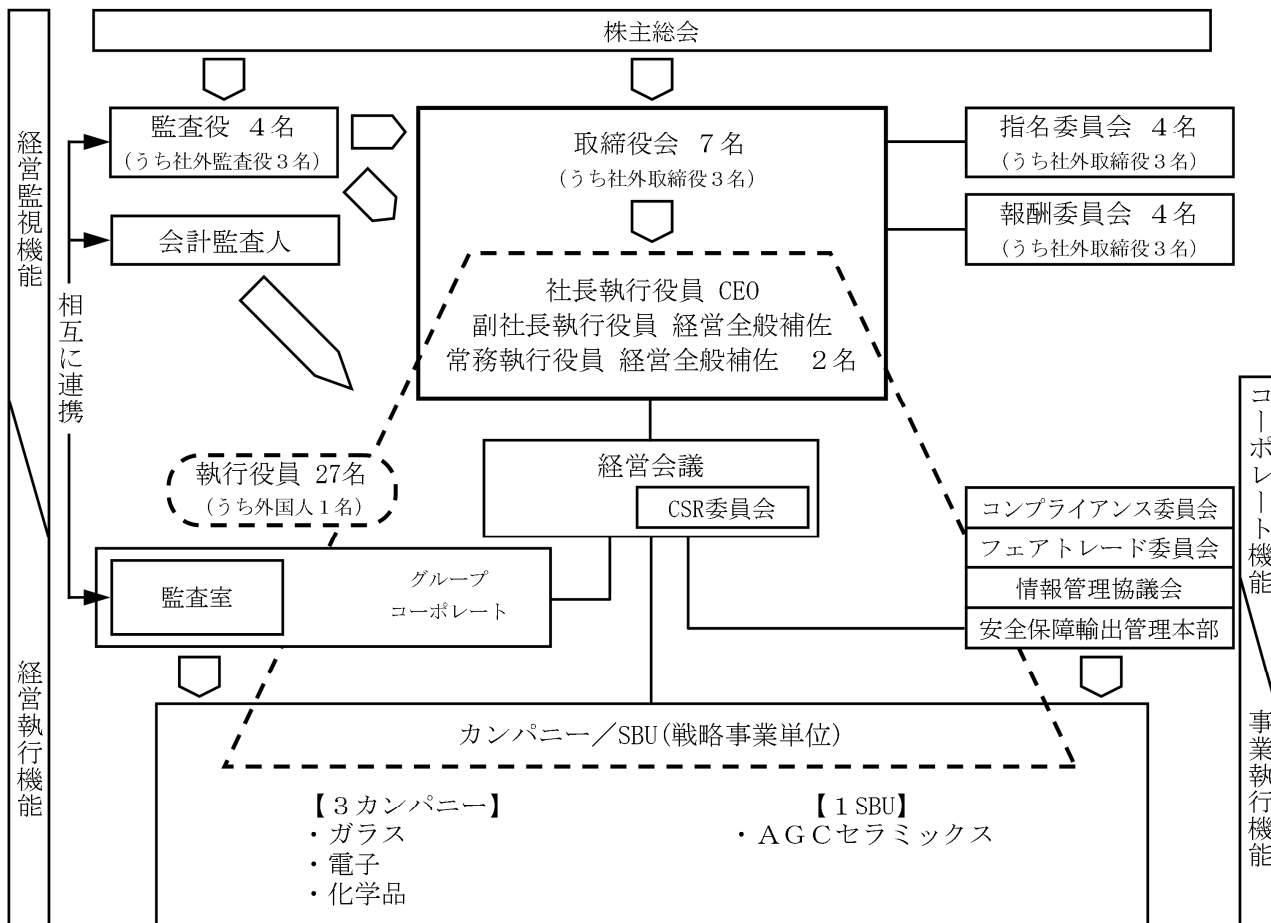
ロ. 経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、現在「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つのカンパニーを設置しています。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

上記の当社グループの経営監視及び経営執行の仕組み、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。

概要図



(ii) 企業統治の体制を採用する理由

上記のとおり、当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、社外取締役の選任及び任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能していることから、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

(iii) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）について

当社グループは、グループビジョン“**Look Beyond**”において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ（誠実）」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、当社では、法令・企業倫理遵守の専門機関として、法令遵守担当の社長執行役員の下にグローバルコンプライアンスリーダー（担当執行役員）及びコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準（AGCグループ行動基準）を策定し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、社内窓口に加え、社外弁護士事務所等に通報・相談窓口（ヘルプライン）を設置し、更に、当社全従業員に対し、毎年、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けています。また、コンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況を定期的に取り締役に報告しています。

内部監査については、監査室が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取り締役に報告しています。

ロ、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について

当社は、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

ハ、損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について

当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

リスク管理については、社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会で審議し、監視することとしています。また、事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU（戦略事業単位）が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

コンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

危機対応については、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を、社内規程に基づき、整備しています。

ニ、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的な職務執行体制）について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任するとともに、経営方針・業績目標に沿った具体的な業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

ホ、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社の管理体制）について

子会社に関する一定の重要事項は、当社の経営会議、取締役会においても審議します。

グローバルコンプライアンスリーダー（担当執行役員）の下に、コンプライアンス委員会を設置するとともに行動基準（AGCグループ行動基準）にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域ごとの遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備しています。

子会社で生じた重要なコンプライアンス等に関する問題が速やかに当社に報告され、適切な対応が可能となるよう、日本・アジア、欧州、北米の3地域を統括するグローバルな監査体制並びにコンプライアンス及び法務管理体制を構築しています。

また、コンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況を定期的に取締役会に報告しています。

内部監査については、監査室及び各地域に配置した監査要員が、当社及び国内外の子会社に対して、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

ヘ、監査役の監査体制に関する事項について

a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

b. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

c. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。

d. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。

内部監査機能を有する監査室等と監査役の会合を定期的で開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。

(iv) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役坂根正弘氏、木村宏氏及び江川雅子氏、並びに社外監査役玉井泉氏、芳賀研二氏及び原徹氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

② 内部監査及び監査役監査の状況

(i) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続、会計監査の状況

内部監査については、監査室及び欧米、中国にグループで約31名の内部監査人員が、年度監査計画等に基づき、管理、運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を、海外グループ会社も含めて、実施しています。また、社長執行役員の補佐機能として、監査室は当社グループの内部統制システムの構築、運営状況及びリスクマネジメントのモニタリングを行い、各カンパニー／SBUの内部統制システムの構築と運営を支援しています。監査結果は定期的に取り締役に報告しています。

監査役の人数は4名であり、うち3名が社外監査役です。監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。監査役梅本周吉氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役玉井泉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、社外監査役原徹氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任あずさ監査法人に委嘱しています。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数）

森 俊哉（2年）

中嶋 歩（1年）

乗松 敏隆（6年）

ロ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士18名、公認会計士試験合格者等9名、その他（システム監査担当等）6名

なお、監査役、監査室及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

(ii) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役（含む社外監査役）は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査室と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査室からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握しています。更に、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的で開催しています。

③ 社外取締役及び社外監査役の状況

(i) 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。

また、各社外役員は下記(ii)ハに記載する社外役員の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外役員の独立性に影響を及ぼす人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、玉井泉氏が常務執行役員等を務めていた㈱三菱東京UFJ銀行はAGCグループの借入先ですが、AGCグループの主要な借入先は複数あり、また、同氏が同行常務執行役員を退任した後約9年が経過しています。

社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、5「役員の状況」に記載のとおりです。

(ii) 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え方及び当社からの独立性に関する基準の内容

イ. 社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
坂根正弘	坂根正弘氏については、(株)小松製作所の取締役社長、取締役会長を歴任し、新興国で積極的に建設機械事業を展開する同社において会社経営の豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
木村宏	木村宏氏については、日本たばこ産業㈱の取締役会長を務めており、事業環境の変化に対応し積極的にグローバル展開を推進している同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
江川雅子	江川雅子氏については、グローバルな金融機関における豊富な経験に加え、日本企業の経営及びコーポレート・ガバナンスに関する研究経験を有するなど、企業経営に関する豊富な知見を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。

ロ. 社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
玉井泉	玉井泉氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
芳賀研二	芳賀研二氏については、NOK(株)において各種機能部品に関する研究開発業務に長年携わり、同社取締役として会社経営に関与した経験を有するとともに、同社監査役としての経験も有しています。この経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
原徹	原徹氏については、日本銀行における長年の経験、(株)横浜銀行における常勤監査役としての経験及び財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外役員の独立性に関する基準を満たしていることを、監査役会及び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役坂根正弘氏、木村宏氏及び江川雅子氏並びに社外監査役玉井泉氏、芳賀研二氏及び原徹氏を、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- (1) 当社及び当社子会社（以下、まとめて「AGCグループ」という。）の重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、AGCグループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。
また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。
- (2) 過去3年間において、AGCグループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。
（※）社外取締役に关しては取締役報酬、社外監査役に关しては監査役報酬を指す。

- (3) 過去3年間において、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループからAGCグループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (4) 過去3年間において、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。
なお、AGCグループの主要な取引先である連結企業グループとは、AGCグループから当該連結企業グループへの販売額が、AGCグループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。
- (5) 過去3年間において、AGCグループを担当する監査法人の社員でないこと。
- (6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。
- (7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

(iii) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めています。

④ 取締役及び監査役の報酬

(i) 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

	支給人数 及び 支給総額		内訳					
			月例報酬		賞与 (当連結会計年度に 係る賞与の額)		株式報酬型 ストック オプション	
	支給 人数	支給 総額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額	支給 人数	支給 金額
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
	9	378	9	246	5	67	4	64
うち社外取締役	4	48	4	48	—	—	—	—
監査役	5	93	5	93	—	—	—	—
うち社外監査役	3	57	3	57	—	—	—	—

注 「支給人数及び支給総額」、「月例報酬」には、2013年3月28日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）、監査役1名に係る報酬が含まれています。また、「賞与」には、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に係る賞与が含まれています。

(ii) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

氏名	役員区分	会社区分	支給総額	内訳		
				月例報酬	賞与 (当連結会計年 度に係る賞与の 額)	株式報酬型 ストック オプション
石村 和彦	代表取締役 社長執行役員CEO	提出会社	百万円 138	百万円 79	百万円 26	百万円 33

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

イ. 報酬に関する方針の内容

a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則において、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・AGCグループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

b. 報酬の構成

当社役員の報酬制度は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されます。賞与は、単年度業績目標達成へのモチベーション促進を目的として、単年度の連結業績（キャッシュフロー及びEVA（経済付加価値）等）に応じて変動する仕組みとしています。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットやリスクについても株主と共有し、中長期での業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を向上させることを目的としています。

報酬の構成は、執行役員を兼務する取締役については、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの3つで構成しており、執行役員を兼務しない取締役については、月例報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役及び監査役については、月例報酬のみとしています。

c. 報酬水準

当社役員の報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

上記「①企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要」に記載のとおり、報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

⑥ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑦ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑨ 株式の保有状況

(i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

133銘柄 220,135百万円

(ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	46,541	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	23,868	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	31,709,770	14,618	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
トヨタ自動車(株)	3,500,000	14,017	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
本田技研工業(株)	3,400,000	10,693	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	6,658	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	6,106,539	6,179	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	5,076	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	5,063	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	4,080	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	2,390	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
大和ハウス工業(株)	1,084,168	1,603	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,469	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,420	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	630,000	1,119	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ダイハツ工業(株)	585,000	1,000	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	881	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	838	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	798	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	705	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	632	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱自動車工業(株)	7,000,000	623	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
富士紡ホールディングス(株)	2,000,000	614	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱ケミカルホールディングス	1,441,000	613	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	1,003,332	512	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	9,606,200	22,891	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	4,350,000	17,421	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	6,186	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,203,000	2,072	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	1,370	退職給付信託に抛出、議決権行使の指図権は留保している

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所(株)	22,714,072	71,435	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱商事(株)	14,492,305	29,230	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
トヨタ自動車(株)	3,500,000	22,470	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	30,909,470	21,451	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ機動的な資金調達を行うため
本田技研工業(株)	3,400,000	14,722	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	8,399	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱重工業(株)	12,200,000	7,942	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	5,195,539	7,860	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	7,484	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	5,506	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	2,468	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
大和ハウス工業(株)	1,084,168	2,206	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,952	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	1,733	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
明和産業(株)	3,849,100	1,478	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱総合研究所	630,000	1,342	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)村上開明堂	739,000	1,052	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
ダイハツ工業(株)	585,000	1,042	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)ツムラ	306,000	853	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱自動車工業(株)	700,000	790	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
日本山村硝子(株)	3,836,388	713	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
(株)三菱ケミカルホールディングス	1,441,000	700	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
いすゞ自動車(株)	1,003,332	656	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
エルナー(株)	6,653,000	618	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため
三菱製鋼(株)	2,068,180	552	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向上に繋げるため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	8,175,000	28,735	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
トヨタ自動車(株)	3,500,000	22,470	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)ニコン	2,449,000	4,920	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
(株)みずほフィナンシャルグループ	11,793,000	2,688	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している
三菱電機(株)	1,875,000	2,475	退職給付信託に拠出、議決権行使の指図権は留保している

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(iii) 保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	120	2	90	1
連結子会社	70	2	49	1
計	190	4	140	3

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて421百万円）を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬（合わせて501百万円）を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等があります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の十分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2013年1月1日から2013年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2013年1月1日から2013年12月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について連結財務諸表に的確に反映する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等の情報収集や講習会への参加等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	5, 25	117, 558	133, 818	132, 649
営業債権	6, 25	228, 680	244, 396	260, 901
棚卸資産	7	194, 332	208, 031	236, 611
その他の債権	25	34, 680	31, 939	35, 446
未収法人所得税		4, 513	11, 051	7, 305
その他の流動資産	25	13, 402	9, 635	9, 265
流動資産合計		593, 169	638, 873	682, 179
非流動資産				
有形固定資産	8	841, 722	956, 806	1, 059, 946
のれん	9	17, 856	30, 599	34, 944
無形資産	9	21, 386	24, 986	27, 272
持分法で会計処理されている投資	10	29, 885	34, 745	39, 336
その他の金融資産	25	131, 977	176, 903	243, 053
繰延税金資産	11	79, 049	49, 921	29, 743
その他の非流動資産		1, 255	3, 558	4, 154
非流動資産合計		1, 123, 133	1, 277, 521	1, 438, 450
資産合計		1, 716, 302	1, 916, 394	2, 120, 629
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務	12, 25	112, 459	118, 907	135, 559
短期有利子負債	13, 25	42, 264	43, 908	57, 068
1年内返済予定の長期有利子負債	13, 25	108, 892	59, 421	125, 618
その他の債務	12, 25	122, 590	113, 007	98, 669
未払法人所得税		9, 220	15, 325	15, 055
引当金	14	4, 307	1, 558	2, 438
その他の流動負債	25	7, 428	16, 722	13, 609
流動負債合計		407, 163	368, 852	448, 018
非流動負債				
長期有利子負債	13, 25	328, 611	435, 270	392, 327
繰延税金負債	11	18, 657	12, 789	29, 267
退職給付に係る負債	15	145, 735	121, 581	86, 505
引当金	14	12, 096	11, 394	14, 147
その他の非流動負債	25	5, 377	5, 759	5, 217
非流動負債合計		510, 477	586, 794	527, 465
負債合計		917, 640	955, 646	975, 484
資本				
資本金	17	90, 873	90, 873	90, 873
資本剰余金	17	100, 269	100, 423	100, 650
利益剰余金	17	636, 610	655, 421	641, 740
自己株式	17	△29, 888	△30, 076	△29, 884
その他の資本の構成要素	17	△40, 046	91, 663	283, 835
親会社の所有者に帰属する持分合計		757, 818	908, 304	1, 087, 216
非支配持分		40, 843	52, 443	57, 929
資本合計		798, 661	960, 747	1, 145, 145
負債及び資本合計		1, 716, 302	1, 916, 394	2, 120, 629

②【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
売上高	19	1,189,952	1,320,006
売上原価	20	△846,048	△971,031
売上総利益		343,903	348,974
販売費及び一般管理費	20	△243,798	△270,087
持分法による投資利益	10	1,646	1,007
営業利益		101,751	79,894
その他収益	20	15,789	4,176
その他費用	20	△38,533	△38,235
事業利益		79,008	45,835
金融収益	22	4,443	5,137
金融費用	22	△8,453	△6,591
金融収益・費用合計		△4,009	△1,453
税引前利益		74,998	44,381
法人所得税費用	23	△22,485	△25,358
当期純利益		52,512	19,023
親会社の所有者に帰属する当期純利益		48,433	16,139
非支配持分に帰属する当期純利益		4,079	2,883
1株当たり当期純利益			
基本的1株当たり当期純利益(円)	24	41.90	13.97
希薄化後1株当たり当期純利益(円)	24	39.45	13.73

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
当期純利益		52,512	19,023
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付負債（資産）の純額の再測定	18	10,290	23,163
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	18	29,095	42,318
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10, 18	217	383
純損益に振り替えられることのない項目合計		39,602	65,865
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	18	127	△117
在外営業活動体の換算差額	18	94,698	131,138
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	10, 18	—	△126
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		94,825	130,893
その他の包括利益（税引後）合計		134,428	196,759
当期包括利益合計		186,941	215,782
親会社の所有者に帰属する当期包括利益		180,571	208,567
非支配持分に帰属する当期包括利益		6,369	7,214

③【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	100,269	636,610	△29,888	△59,842	19,748
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	48,433	—	—	—
その他の包括利益	18	—	—	—	—	10,837	29,089
当期包括利益合計		—	—	48,433	—	10,837	29,089
所有者との取引額等							
配当	17	—	—	△30,054	—	—	—
自己株式の取得	17	—	—	—	△214	—	—
自己株式の処分	17	—	—	△3	25	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	△125	—	—	7	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	435	—	—	△435
株式報酬取引	16	—	278	—	—	—	—
その他企業結合等		—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	153	△29,622	△188	7	△435
期末残高		90,873	100,423	655,421	△30,076	△48,996	48,402

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	合計				
期首残高		47	—	△40,046	757,818	40,843	798,661	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		—	—	—	48,433	4,079	52,512	
その他の包括利益	18	127	92,083	132,138	132,138	2,290	134,428	
当期包括利益合計		127	92,083	132,138	180,571	6,369	186,941	
所有者との取引額等								
配当	17	—	—	—	△30,054	△1,012	△31,066	
自己株式の取得	17	—	—	—	△214	—	△214	
自己株式の処分	17	—	—	—	21	—	21	
支配継続子会社に対する持分変動		—	—	7	△117	1,372	1,255	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△435	—	—	—	
株式報酬取引	16	—	—	—	278	—	278	
その他企業結合等		—	—	—	—	4,870	4,870	
所有者との取引額等合計		—	—	△427	△30,085	5,230	△24,855	
期末残高		174	92,083	91,663	908,304	52,443	960,747	

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
						確定給付負債(資産)の純額の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
期首残高		90,873	100,423	655,421	△30,076	△48,996	48,402
当期変動額							
当期包括利益							
当期純利益		—	—	16,139	—	—	—
その他の包括利益	18	—	—	—	—	23,056	42,295
当期包括利益合計		—	—	16,139	—	23,056	42,295
所有者との取引額等							
配当	17	—	—	△30,047	—	—	—
自己株式の取得	17	—	—	—	△44	—	—
自己株式の処分	17	—	—	△29	237	—	—
支配継続子会社に対する持分変動		—	100	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	256	—	—	△256
株式報酬取引	16	—	126	—	—	—	—
その他企業結合等		—	—	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	227	△29,820	192	—	△256
期末残高		90,873	100,650	641,740	△29,884	△25,940	90,441

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素			合計			
		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	合計				
期首残高		174	92,083	91,663	908,304	52,443	960,747	
当期変動額								
当期包括利益								
当期純利益		—	—	—	16,139	2,883	19,023	
その他の包括利益	18	△244	127,319	192,428	192,428	4,331	196,759	
当期包括利益合計		△244	127,319	192,428	208,567	7,214	215,782	
所有者との取引額等								
配当	17	—	—	—	△30,047	△549	△30,597	
自己株式の取得	17	—	—	—	△44	—	△44	
自己株式の処分	17	—	—	—	208	—	208	
支配継続子会社に対する持分変動		—	—	—	100	△2,079	△1,978	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		—	—	△256	—	—	—	
株式報酬取引	16	—	—	—	126	—	126	
その他企業結合等		—	—	—	—	900	900	
所有者との取引額等合計		—	—	△256	△29,656	△1,728	△31,384	
期末残高		△69	219,403	283,835	1,087,216	57,929	1,145,145	

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		74,998	44,381
減価償却費及び償却費		117,856	135,751
受取利息及び受取配当金		△4,410	△5,096
支払利息		7,189	6,437
持分法による投資損益		△1,646	△1,007
固定資産除売却損益		5,951	2,505
営業債権の増減額		6,071	10,216
棚卸資産の増減額		5,419	△3,712
営業債務の増減額		△5,278	542
その他		△9,886	△3,635
小計		196,265	186,382
利息及び配当金の受取額		4,952	5,885
利息の支払額		△5,942	△6,175
法人所得税の支払額		△25,109	△18,721
営業活動によるキャッシュ・フロー		170,165	167,371
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△155,983	△148,477
有形固定資産の売却による収入		6,413	4,510
その他の金融資産の取得による支出		△7,288	△3,005
その他の金融資産の売却及び償還による収入		13,851	3,091
その他		△15,638	△2,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		△158,646	△145,978
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期有利子負債の増減		△7,052	1,149
長期有利子負債の借入及び発行による収入		145,124	59,274
長期有利子負債の返済及び償還による支出		△110,660	△58,684
非支配持分株主への子会社持分売却による収入		1,238	-
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出		-	△1,978
自己株式の取得による支出		△27	△44
配当金の支払額	17	△30,054	△30,047
その他		△2,635	△3,230
財務活動によるキャッシュ・フロー		△4,066	△33,562
現金及び現金同等物に係る換算差額		8,806	11,001
現金及び現金同等物の増減額		16,259	△1,168
現金及び現金同等物の期首残高	5	117,558	133,818
現金及び現金同等物の期末残高	5	133,818	132,649

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

旭硝子株式会社(以下、「当社」)は、日本に所在する企業であります。当社グループの連結財務諸表は2013年12月31日を期末日とし、当社及び子会社、並びに関連会社の持分等により構成されております。

当社グループは、主にガラス、電子、化学品などの事業を行っております。詳細については、「注記4 事業セグメント」に記載しております。

2 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

この連結財務諸表は、当社グループがIFRSに従って作成する最初の連結財務諸表であり、IFRSへの移行日(以下、「移行日」)は2012年1月1日であります。また、当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、「IFRS第1号」)を適用しております。IFRSへの移行が、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、「注記31 初度適用」に記載しております。

連結財務諸表は、2014年3月28日に、当社代表取締役石村和彦及び当社最高財務責任者である取締役藤野隆によって承認されております。

(2) 測定的基础

連結財務諸表は連結財政状態計算書における以下の重要な項目を除き、取得原価を基礎として作成されております。

- ・デリバティブは、公正価値で測定しております。
- ・資本性金融商品は、公正価値で測定しております。
- ・確定給付型年金制度に係る資産又は負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して測定しております。

(3) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、百万円単位で切り捨てにより表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において影響を与えております。

見積り及び判断を行った項目のうち、以下は当期及び翌期以降の連結財務諸表の金額に重要な影響を与えております。

- ・棚卸資産の評価(「注記7 棚卸資産」参照)
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り(「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照)
- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損を測定する最小単位である、資金生成単位の使用価値の算定(「注記8 有形固定資産」及び「注記9 のれん及び無形資産」参照)
- ・繰延税金資産の回収可能性(「注記11 繰延税金資産・負債」参照)
- ・確定給付型年金制度の数理計算上の仮定(「注記15 退職給付」参照)
- ・営業債権の回収可能価額(「注記25 金融商品」参照)

(5) 新基準書等の早期適用

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(2009年11月公表、2010年10月改訂)を移行日から早期適用しております。

3 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

イ. 企業結合

企業結合は、支配が獲得された時点で取得法を用いて会計処理しております。当社グループは、支配獲得日において、移転された対価及び段階取得の場合には当社グループが支配獲得日以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、被取得企業の識別可能な取得資産から引受負債の正味金額(通常は公正価値)の当社グループが有する比例的な持分を控除した金額を上回る場合には、超過額をのれんとして認識しております。反対に下回る場合には、当該下回る金額を純損益として認識しております。

のれんは、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストの対象となります(「(9) 非金融資産の減損」参照)。

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、移行日以前に行われた企業結合に対してIFRS第3号「企業結合」を遡及して適用しないことを選択しております。この結果、移行日以前の企業結合から生じたのれんについては、移行日時点における従前の基準(日本基準)に基づく帳簿価額に基づき、移行日時点でのれんの減損テストを実施しております。

共通支配下における企業結合、すなわち、企業結合の前後で結合企業又は結合事業のすべてが同じ当事者によって支配(一時的な支配を除く)されている企業結合については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

ロ. 子会社

子会社は、当社グループが支配する企業です。支配とは、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、その投資先に対するパワーを通じてそれらのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

ハ. 非支配持分

当社グループは、純損益及びその他の包括利益の各内訳項目を、当社の所有者と非支配持分に帰属させております。当社と子会社の非支配持分との間で持分の変動が生じる取引のうち、支配の喪失を伴わない取引で発生した非支配持分の変動額と支払対価(又は受取対価)の差額は、直接資本として認識しており、のれん又は純損益として認識しておりません。

ニ. 関連会社及び共同支配企業に対する投資(持分法適用会社)

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配はしていない企業であります。当社及び子会社が他の企業の議決権の20パーセントから50パーセントを保有する場合、当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

共同支配企業は、複数の当事者が共同支配の取決めにに基づき、各々の当事者が純資産に対する権利を有している場合であります。

関連会社又は共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。連結財務諸表には、重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わりに、関連会社又は共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

ホ. 連結上消去される取引

当社グループ内の債権債務残高及び取引高、並びにグループ内取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。ただし、未実現損失については、回収不能と認められる部分は消去しておりません。

(2) 外貨

イ. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いて当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算し、換算差額は、純損益として認識しております。当該資産及び負債に係る利得又は損失がその他の包括利益として認識される場合には、当該利得又は損失の換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

外貨建の取得原価により測定されている非貨幣性資産及び負債は、取引日の為替レートで換算しております。

ロ. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、平均為替レートで換算しております。

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、移行日以前に認識された在外営業活動体の換算差額に関し、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を遡及して適用しないことを選択しております。この結果、移行日時点の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなしております。

(3) 金融商品

当社グループは、金融商品に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

当社グループは、以下の場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

- ・金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合
- ・金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合

移転した金融資産に関して、当社グループが引き続き保有する持分については、別個の資産又は負債として認識しております。

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

イ. 非デリバティブ金融資産

当社グループは、非デリバティブ金融資産として、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

(償却原価で測定される金融資産)

以下の2つの要件を共に満たす金融資産を、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有していること
- ・当該金融資産の契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、当初認識時に当該金融資産を公正価値に取引費用を加算して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

償却原価で測定される金融資産について、毎期末日に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについて評価を行っております。

金融資産が減損していることを示す客観的な証拠には、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権のリストラクチャリング、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等が含まれます。

個別に重要な金融資産は、個別に減損の評価を行っております。個別に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。全体として減損を評価する際には、発生損失額に関する過去の傾向等を考慮しております。

減損損失は、金融資産の帳簿価額と、当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。短期債権に関するキャッシュ・フローは、割り引きの影響が重要でないため割り引いておりません。

減損損失は純損益として認識しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、当該指定を移行日時点で行っております。

当該金融資産を売却する場合には、認識されていた累積利得又は損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。

ロ. 非デリバティブ金融負債

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、営業債務、その他の債務、有利子負債（借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債（新株予約権部分を除く）、リース債務）等を認識しております。

当該金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を直接控除して認識しております。当初認識後は、実効金利法により償却原価で測定しております。

当社グループは、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

ハ. 新株予約権付社債

当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を発行条件に基づき、負債部分と資本部分に分類しております。

新株予約権付社債の負債部分は、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により当初認識しております。資本部分は、新株予約権付社債の公正価値の総額と負債部分の公正価値との差額として当初認識しております。新株予約権付社債の発行に関連する取引費用は、当初認識時に負債部分及び資本部分の帳簿価額の比率に応じて按分し、負債部分及び資本部分の金額から控除しております。

当初認識後は、新株予約権付社債の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定し、新株予約権付社債の資本部分については再測定を行いません。

ニ. デリバティブ金融商品（ヘッジ会計を含む）

当社グループは、為替変動リスク、金利変動リスク及び商品の価格変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ金融商品を保有しております。

デリバティブ金融商品は、公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益として認識しております。当初認識後は、公正価値で測定し、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ金融商品がヘッジ会計の要件を満たすかによりその変動を以下のように会計処理しております。

(ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品)

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品の公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品)

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、ヘッジ開始時に、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含めたヘッジ手段とヘッジ対象の関係を正式に文書化しております。

当社グループは、ヘッジ対象期間において、ヘッジ手段と関連するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して非常に高い相殺効果を有することが見込まれるかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しております。

当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ金融商品をヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジを適用しております。キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク、又は発生可能性が非常に高い予定取引に起因し、純損益に影響を与えるものに対するヘッジであります。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすと同一の会計年度において、その他の包括利益から純損益に振り替えております。ヘッジ非有効部分は純損益として認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、又はヘッジの指定を取り消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

ホ. 資本

(普通株式)

普通株式は資本に分類しております。普通株式及びストック・オプションの発行に直接関連して発生した費用(税効果考慮後)を資本から控除して認識しております。

(自己株式)

自己株式を取得した場合には、直接関連して発生した費用(税効果考慮後)を含めた支払対価を資本から控除して認識しております。自己株式を処分した場合には、受取対価と自己株式の帳簿価額との差額を資本として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費が含まれており、移動平均法に基づいて配分されております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としております。

(6) 有形固定資産

イ. 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

有形固定資産の取得原価には、当該資産の取得に直接関連する支出を含んでおります。自家建設資産の取得原価には、材料費、直接労務費、当該資産を意図した方法で稼働可能な状態にするための直接費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、従前の基準(日本基準)で要件を満たしていた借入費用を資産として計上しております。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、その支出により当社グループに将来の経済的便益をもたらされることが予想され、かつ支出額が信頼性をもって測定可能な場合のみ当該資産の帳簿価額に含めて計上しております。

有形固定資産の処分により発生する帳簿価額と受取対価の差額は、純損益として認識しております。

ロ. 減価償却

土地等の減価償却を行わない有形固定資産を除き、各資産の取得価額から残存価額を差し引いた償却可能限度額をもとに、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却を行っております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	10-50年
・機械装置及び運搬具	4-15年
・工具器具及び備品	2-15年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) のれん及び無形資産

イ. のれん

のれんは子会社の取得時に認識しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)イ.企業結合」に記載しております。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。減損損失の測定方法については、「(9)非金融資産の減損」に記載しております。

ロ. 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ無形資産として計上しております。その他の支出は、発生時に費用として認識しております。

資産計上した開発費は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。

ハ. その他の無形資産

その他の無形資産は、取得原価で当初認識しております。当初認識後は、耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して表示しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除して表示しております。

ニ. 償却

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・特許権及び商標権 5－10年
- ・ソフトウェア 5年

償却方法及び見積耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) リース資産

当社グループは、実質的にすべてのリスク及び経済的便益を享受するリース契約をファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

リース資産の減価償却又は償却期間は、リース契約の終了時まで当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合には当該資産の経済的耐用年数、そうでない場合にはリース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間であります。

ファイナンス・リース以外のリース契約はオペレーティング・リースに分類しており、当社グループの連結財政状態計算書には計上されておられません。オペレーティング・リースの支払リース料は、費用としてリース期間にわたって定額法で認識しております。

契約の中にリースが含まれているか否かについては、法的形式をとらないものであっても、契約の実質を基に判断しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、毎期末日に各資産又は資産が属する資金生成単位に対して減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回の減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資産グループ（資金生成単位）に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位は、当該のれんを内部報告目的で管理している最小の単位であり、かつ事業セグメントよりも大きくならないようにしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻し入れは、過去の期間に認識した減損損失を戻し入れる可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻し入れる金額は、戻し入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻し入れておられません。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

継続的な使用ではなく、売却によって回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で売却が確約されている場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。売却目的で保有する非流動資産は、減価償却又は償却を行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

(11) 従業員給付

従業員給付には、退職後給付制度、短期従業員給付及び株式報酬取引が含まれております。退職後給付制度は、確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度からなります。

イ. 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度に関連する債務額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産を控除した金額で認識しております。

確定給付制度債務の現在価値は、毎年、年金数理人によって予測単位積増方式を用いて算定しております。この算定に用いる割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいております。

数理計算上の差異は、発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識しております。

ロ. 確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

ハ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ニ. 株式報酬取引

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を行使できるストック・オプションを付与しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で見積り、権利が確定するまでの期間にわたり、純損益として認識し、同額を資本として認識しております。

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を選択し、2002年11月7日以後に付与され、移行日以前に権利が確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額が信頼性をもって見積りができる場合に認識しております。引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割り戻しは金融費用として認識しております。

事業構造改善引当金は、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(13) 収益

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受領する対価から、返品、値引き及び割り戻しを減額した公正価値で測定しております。当社グループは、物品の所有に伴う重要なリスク及び便益が買い手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積ることができ、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額が信頼性をもって測定することができる場合、収益を認識しております。

(14) 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金、デリバティブ利益（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る利益を除く）等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、支払利息、デリバティブ損失（その他の包括利益で認識されるヘッジ手段に係る損失を除く）等から構成されております。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当社グループの当期税金は、期末日時点において施行又は実質的に施行されている税率を使用し、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される額で算定しております。

当社グループの繰延税金は、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との一時差異に基づいて、期末日に施行又は実質的に施行される法律に従い一時差異が解消される時に適用されることが予測される税率を用いて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内ですべての将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を認識し、毎期末日に見直しを行い、税務便益が実現する可能性が高い範囲内でのみ認識しております。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合には認識しておりません。

子会社等に対する持分に係る将来減算一時差異は、以下の両方を満たす可能性が高い範囲内でのみ繰延税金資産を認識しております。

- ・当該一時差異が、予測し得る期間内に解消される場合
- ・当該一時差異を使用することができ、課税所得が稼得される場合

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての将来加算一時差異について認識しております。

- ・のれんの当初認識時
- ・企業結合以外の取引で、会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識から生じる場合
- ・子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異で、親会社が一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

(16) 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、親会社の所有者に帰属する当期純利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

(17) 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

基準書及び解釈指針の新設又は改訂のうち、2013年12月31日に終了する会計年度にまだ適用されておらず、当社グループの連結財務諸表の作成に際して適用していない主な基準書等は以下のとおりであります。これらの未適用の基準書等が、当社グループの連結財務諸表に与える影響は検討中であり、現時点で見積もることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用年度	新設・改訂の概要
IAS第32号	金融商品：表示	2014年1月1日	2014年12月期	金融資産と金融負債の相殺表示の要件の明確化及び適用指針の追加
IAS第36号	資産の減損	2014年1月1日	2014年12月期	非金融資産の回収可能価額の開示
IAS第39号	金融商品：認識及び測定	2014年1月1日	2014年12月期	デリバティブ契約の更改とヘッジ会計の継続
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	2014年12月期	賦課金に係る負債認識の方法
IFRS第10号 IFRS第12号 IAS第27号	連結財務諸表 他の企業への関与 の開示 個別財務諸表	2014年1月1日	2014年12月期	投資企業が保有する投資の会計処理
IAS第19号	従業員給付	2015年1月1日	2015年12月期	勤務年数と関係しない従業員又は第三者による拋出の会計処理の明確化
IFRS第9号	金融商品	-	-	ヘッジ会計の改訂

4 事業セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3カンパニーを置き、各カンパニーは、取扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、グローバルに事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つを報告セグメントとしております。

なお、各報告セグメントに属する主要な製品の種類は、以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
ガラス	フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、Low-E（低放射）ガラス、建築用加工ガラス（断熱・遮熱複層ガラス、安全ガラス、防・耐火ガラス、防犯ガラス等）、自動車用強化ガラス、自動車用合わせガラス、ソーラー用ガラス、産業用加工ガラス、装飾ガラス等
電子	表示デバイス用ガラス基板、ディスプレイ用特殊ガラス、ディスプレイ用周辺部材、光学薄膜製品、オプトエレクトロニクス用部材、合成石英製品、ガラスフリット・ペースト、半導体製造装置用部材、照明用製品等
化学品	塩化ビニル原料、苛性ソーダ、ウレタン原料、ガス、溶剤、フッ素樹脂、撥水撥油剤、医薬中間体・原体、ヨウ素製品、電池材料等

(1) 報告セグメント

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	562,140	341,407	254,086	32,316	1,189,952	—	1,189,952
セグメント間の売上高	2,464	2,690	3,180	54,688	63,024	△63,024	—
計	564,605	344,098	257,267	87,005	1,252,976	△63,024	1,189,952
セグメント利益又は損失 (営業利益)	△662	84,402	16,795	1,677	102,213	△462	101,751
当期純利益	—	—	—	—	—	—	52,512
その他の項目							
減価償却費及び償却費	42,514	56,471	17,882	1,200	118,068	△212	117,856
減損損失(非金融資産)	7,099	3,164	439	1,683	12,387	—	12,387
資本的支出	58,389	62,566	32,889	1,932	155,776	△446	155,329
持分法適用会社への投資額	30,966	1,498	1,271	1,008	34,745	—	34,745

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

当連結会計年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			セラミックス・その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	ガラス	電子	化学品				
外部顧客への売上高	664,239	334,710	287,960	33,096	1,320,006	—	1,320,006
セグメント間の売上高	3,102	11,261	2,712	45,461	62,537	△62,537	—
計	667,341	345,971	290,673	78,557	1,382,543	△62,537	1,320,006
セグメント利益又は損失 (営業利益)	△13,068	74,089	17,743	1,231	79,996	△102	79,894
当期純利益	—	—	—	—	—	—	19,023
その他の項目							
減価償却費及び償却費	48,521	66,582	19,375	1,459	135,938	△187	135,751
減損損失（非金融資産）	10,891	514	—	—	11,406	—	11,406
資本的支出	73,840	43,405	20,704	710	138,661	△181	138,480
持分法適用会社への投資額	33,653	2,224	1,611	1,847	39,336	—	39,336

セグメント間の取引の価格は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

「セラミックス・その他」では、セラミックス製品、物流・金融サービス等を扱っております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高が10%を超える単一の相手先がないため、記載を省略しております。

(4) 地域別セグメント

各年度の売上高の地域別内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
日本	413,406	410,120
その他	776,545	909,885
合計	1,189,952	1,320,006

(注) 売上高は、販売仕向先の所在地によっております。

各年度の非流動資産の地域別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
日本	386,156	352,387
台湾	134,886	161,188
韓国	101,143	132,638
その他	393,766	480,101
合計	1,015,951	1,126,316

注 1 非流動資産には、「持分法で会計処理されている投資」、「その他の金融資産」及び「繰延税金資産」を含めておりません。

2 非流動資産は、資産の所在地によっております。

5 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
現金及び預金	98,789	100,461	81,529
譲渡性預金	25,000	20,300	42,000
現先	2,638	13,436	9,308
預入期間が3か月を超える定期 預金	△8,868	△379	△188
合計	117,558	133,818	132,649

移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

6 営業債権

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
受取手形	14,049	15,678	15,973
売掛金	219,624	233,891	250,981
貸倒引当金	△4,993	△5,173	△6,053
合計	228,680	244,396	260,901

営業債権に関連する当社グループの為替変動リスクに対するエクスポージャー及び減損損失は、「注記25 金融商品」にて記載しております。

7 棚卸資産

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
商品及び製品	81,868	92,837	105,809
仕掛品	42,541	41,517	48,555
原材料及び貯蔵品	69,922	73,676	82,245
合計	194,332	208,031	236,611

純損益として認識した棚卸資産の評価減の金額及び評価減の戻し入れの金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
評価減の金額	△5,627	△4,971
評価減の戻し入れの金額	4,868	5,770

8 有形固定資産

(1) 増減表

「建設仮勘定」には、建設中の有形固定資産に関する支出額が含まれます。

各有形固定資産の「個別取得」の金額は、「建設仮勘定」から振り替えられた金額を含めて表示しております。

「減価償却費」は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

（単位：百万円）

取得原価

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	540,586	1,477,995	100,132	91,020	88,023	2,297,757
個別取得	18,508	132,125	7,288	885	△10,955	147,852
企業結合による取得	7,212	7,049	259	2,104	528	17,153
売却及び除却	△18,672	△53,848	△4,397	△3,096	△295	△80,310
為替換算差額	34,809	128,885	4,703	3,821	6,051	178,270
その他の増減	△44	△369	△78	△385	△46	△924
12月31日残高	582,399	1,691,837	107,907	94,349	83,305	2,559,799

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△302,418	△1,052,865	△85,962	△14,630	△157	△1,456,035
減価償却費	△14,925	△91,040	△5,799	—	—	△111,765
減損損失	△1,438	△4,781	△31	△1,875	△1,651	△9,778
売却及び除却	16,828	49,508	3,800	395	145	70,677
為替換算差額	△14,615	△78,061	△3,749	△2	△119	△96,549
その他の増減	△94	747	△9	2	△189	457
12月31日残高	△316,663	△1,176,492	△91,751	△16,110	△1,973	△1,602,992

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	238,168	425,129	14,169	76,390	87,865	841,722
12月31日残高	265,736	515,344	16,155	78,238	81,332	956,806

取得原価

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	582,399	1,691,837	107,907	94,349	83,305	2,559,799
個別取得	20,778	104,528	8,524	142	△1,667	132,306
企業結合による取得	-	23	23	-	-	46
売却及び除却	△8,851	△55,588	△4,916	△2,344	△348	△72,049
為替換算差額	52,770	203,290	7,944	5,513	9,425	278,945
その他の増減	△24	116	754	1,032	38	1,917
12月31日残高	647,073	1,944,207	120,237	98,693	90,754	2,900,965

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	△316,663	△1,176,492	△91,751	△16,110	△1,973	△1,602,992
減価償却費	△17,592	△104,466	△6,717	-	-	△128,777
減損損失	△269	△10,971	△10	△1	-	△11,253
売却及び除却	8,077	49,303	4,315	1,098	160	62,954
為替換算差額	△24,032	△129,826	△6,674	△8	△385	△160,927
その他の増減	47	71	△143	-	-	△23
12月31日残高	△350,433	△1,372,381	△100,982	△15,022	△2,199	△1,841,019

帳簿価額

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計額
1月1日残高	265,736	515,344	16,155	78,238	81,332	956,806
12月31日残高	296,640	571,825	19,254	83,670	88,555	1,059,946

(2) 減損損失

有形固定資産は、ビジネス・ユニットをもとに、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の単位である資金生成単位にグルーピングされております。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のいずれか高い方の金額で計上しております。

使用価値は、以下の主要な仮定に基づいて算定しております。

各資金生成単位における将来キャッシュ・フローは、毎年、最新の予算や中期経営計画に基づき、以降の期間の将来キャッシュ・フローは、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。将来キャッシュ・フローの予測期間は、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を設定しております。

各資金生成単位に適用される割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に、外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しております。

前連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、建築用ガラスや電子部材関連などの有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、9,778百万円の減損損失を認識しております。なお、使用価値の算定に使用した割引率は6～9%であります。

当連結会計年度において、市場の低迷あるいは変化等により、建築用ガラスや電子部材関連などの有形固定資産の一部について、収益性の著しい低下などの減損の兆候が認められ、今後の業績見通し及び回収可能性を考慮した結果、11,253百万円の減損損失を認識しております。なお、使用価値の算定に使用した回収可能価額は、主に零として算定されております。

減損損失は、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

(3) リース資産

当社グループは、一部の生産設備をリースしており、その契約条項に基づき会計処理しております。移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、リース資産の減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
建物及び構築物	2,519	2,860	2,372
機械装置及び運搬具	2,302	4,627	6,165
工具器具及び備品	433	566	540
合計	5,255	8,054	9,078

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限（配当や追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

(4) 担保

担保に供している資産及び担保を付している債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
有形固定資産	650	2,628	2,883
無形資産	—	83	—
合計	650	2,711	2,883

上記のほか、連結上消去されている子会社株式について、前連結会計年度末16,120百万円、当連結会計年度末20,384百万円を担保に供しております。

担保を付している債務

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
短期借入金	—	229	55
長期借入金	237	9,859	13,173
合計	237	10,089	13,228

上記以外に、所有権に対する制限及び負債の担保として抵当権が設定されたものはありません。

9 のれん及び無形資産

(1) 増減表

(単位：百万円)

取得原価

前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)				当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	32,132	93,030	125,162	1月1日残高	49,695	103,601	153,296
個別取得	—	7,477	7,477	個別取得	—	6,174	6,174
企業結合による取得	12,699	123	12,822	企業結合による取得	—	7	7
売却及び除却	—	△1,947	△1,947	売却及び除却	—	△2,373	△2,373
為替換算差額	4,863	4,128	8,992	為替換算差額	9,631	8,797	18,429
その他の増減	—	789	789	その他の増減	△240	—	△240
12月31日残高	49,695	103,601	153,296	12月31日残高	59,086	116,207	175,294

償却累計額及び減損損失累計額

前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)				当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	△14,276	△71,643	△85,920	1月1日残高	△19,095	△78,614	△97,710
償却費	—	△6,091	△6,091	償却費	—	△6,974	△6,974
減損損失	△2,608	△0	△2,608	減損損失	—	△153	△153
売却及び除却	—	1,831	1,831	売却及び除却	—	2,099	2,099
為替換算差額	△2,092	△2,469	△4,562	為替換算差額	△5,047	△5,292	△10,340
その他の増減	△118	△240	△358	その他の増減	—	—	—
12月31日残高	△19,095	△78,614	△97,710	12月31日残高	△24,142	△88,935	△113,078

帳簿価額

前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)				当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)			
	のれん	無形資産	合計		のれん	無形資産	合計
1月1日残高	17,856	21,386	39,242	1月1日残高	30,599	24,986	55,586
12月31日残高	30,599	24,986	55,586	12月31日残高	34,944	27,272	62,216

償却費は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

各資金生成単位のれんの帳簿価額の合計は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
ガラス	21,934	25,525
電子	6,364	7,119
化学品	2,299	2,299
合計	30,599	34,944

資金生成単位のれんの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。使用価値の仮定については、「注記8 有形固定資産」に記載しております。なお、のれんを含む資金生成単位の減損テストに使用した主な割引率（税引前）は、前連結会計年度において7～12%、当連結会計年度において7～11%であります。

前連結会計年度にて、市場の低迷あるいは変化等により、ヨーロッパ地域における建築用ガラスにおいて測定された使用価値が帳簿価額を下回っていたため、2,608百万円の減損損失を認識しております。減損損失を認識した資金生成単位では、割引率11.9%（税引前）を用いて使用価値を算定しております。減損損失はすべてのれんに配分し、連結純損益計算書上、「その他費用」に計上しております。

当連結会計年度にて、のれんの減損損失は認識しておりません。ただし、減損が発生していないのれんについて、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。仮に割引率が2%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

(3) 担保

「注記8 有形固定資産」で記載されたものを除き、所有権に対する制限及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。

10 持分法適用会社

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
持分法で会計処理されている投資	29,885	34,745	39,336

持分法適用会社の純損益及びその他の包括利益の持分取込額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
持分法による投資利益	1,646	1,007
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	217	257
合計	1,863	1,264

前連結会計年度及び当連結会計年度において、持分法適用会社のうち、個々に重要性のある関連会社又は共同支配企業は該当ありません。

11 繰延税金資産・負債

(1) 未認識の繰延税金資産

当社グループは、将来減算一時差異、将来課税所得計画及びタックス・プランニングを考慮して繰延税金資産を認識しております。ただし、以下の項目については繰延税金資産を認識しておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
繰越欠損金	246,708	339,583
将来減算一時差異	248,168	240,115
合計	494,877	579,669

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
1年目	5,979	1,610
2年目	1,895	3,228
3年目	3,278	2,244
4年目	2,796	1,947
5年目以降	232,759	330,552
合計	246,708	339,583

(2) 未認識の繰延税金負債

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額は、それぞれ339,092百万円、309,199百万円です。

上記の将来加算一時差異は、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いため、当該一時差異に係る繰延税金負債を認識しておりません。

(3) 認識された繰延税金資産・負債

繰延税金資産・負債は以下の項目に起因するものであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	52,345	37,427
減価償却費	7,928	9,030
減損損失	6,139	5,569
繰越欠損金	12,619	13,803
その他	23,630	28,437
繰延税金資産合計	102,664	94,268
繰延税金負債		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	△25,151	△48,549
退職給付信託設定益	△12,837	△11,248
減価償却費	△8,776	△8,504
固定資産圧縮積立金	△7,301	△7,015
その他	△11,466	△18,475
繰延税金負債合計	△65,532	△93,792
繰延税金資産の純額	37,131	475

当連結会計年度末及び前連結会計年度末に認識された繰延税金資産・負債の純額の差額から、資本にて直接認識される繰延税金資産及び負債、その他の包括利益で認識される繰延税金資産及び負債を控除した金額と、繰延税金費用の差額は、主として為替の変動による影響であります。

12 営業債務及びその他の債務

営業債務

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
支払手形	840	1,058	2,385
買掛金	111,618	117,849	133,173
合計	112,459	118,907	135,559

その他の債務

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
未払金	64,816	55,418	45,997
未払費用	27,019	30,672	31,814
その他	30,754	26,917	20,857
合計	122,590	113,007	98,669

13 有利子負債

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
短期借入金	28,894	32,045	50,218
コマーシャル・ペーパー	13,369	11,862	6,849
1年内返済予定の長期借入金	18,658	37,096	32,292
1年内償還予定の社債	40,063	19,995	42,901
1年内償還予定の新株予約権付社債	49,358	—	49,396
短期リース債務	811	2,329	1,028
流動負債合計	151,156	103,329	182,686
長期借入金	184,485	289,683	318,117
社債	91,877	92,152	69,830
新株予約権付社債	48,103	48,745	—
長期リース債務	4,143	4,687	4,379
非流動負債合計	328,611	435,270	392,327
有利子負債合計	479,767	538,600	575,014

当社グループの金利変動リスク、為替変動リスク及び流動性リスクに関する情報は、「注記25 金融商品」に記載しております。

担保に供している資産については、「注記8 有形固定資産」に記載しております。

(1) 社債

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年) (%)	担保	償還期限
旭硝子(株) (当社) (注1)	第8回社債	2003年 6月3日	19,995 (19,995)	—	0.67	なし	2013年 6月3日
旭硝子(株) (当社) (注1)	第11回社債	2009年 1月29日	39,977	40,000 (40,000)	1.28	なし	2014年 1月29日
旭硝子(株) (当社)	第12回社債	2009年 1月29日	29,933	29,944	1.94	なし	2019年 1月29日
旭硝子(株) (当社) (注1、注3)	2014年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	2009年 12月14日	48,745	49,396 (49,396)	—	なし	2014年 11月14日
旭硝子(株) (当社)	第13回社債	2012年 12月20日	19,947	19,958	0.31	なし	2017年 12月20日
旭硝子(株) (当社)	第14回社債	2013年 6月3日	—	19,927	1.01	なし	2023年 6月2日
AGCガラス・ヨーロッパ (在外子会社) (注1、注2)	子会社普通社債	2009年 3月18日	2,294 [20百万ユーロ]	2,901 (2,901) [20百万ユーロ] (20百万ユーロ)	0.69	なし	2014年 3月18日
合計(注1)	—	—	160,894 (19,995)	162,127 (92,297)	—	—	—

- 注 1 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の（内書）は、1年内償還予定の金額であります。
- 2 当該社債は、外国において発行したものを含むため「当期首残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を[付記]しております。
- 3 新株予約権付社債に関する記載は以下のとおりであります。

銘柄	2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	普通株式
新株予約権の発行価額（円）	無償
株式の発行価格（円）	1,094.3
発行価額の総額（百万円）	50,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	-
新株予約権の付与割合（%）	100
新株予約権の行使期間	自 2009年12月28日 至 2014年10月31日

本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面と同額とする。

- 4 「利率」欄には、それぞれの社債において当連結会計年度末で適用されている券面金利を記載しております。したがって、実効金利とは異なります。

（2）借入金等

当連結会計年度における「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「1年内返済予定の長期借入金」、「長期借入金」の平均利率は、それぞれ1.6%、0.4%、0.7%、1.1%であります。

「長期借入金」の返済期限は、2015年～2030年であります。

（3）新株予約権付社債

新株予約権付社債は、発行条件に従い、当初認識時に負債部分と資本部分に区分しております。

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式であり、当該権利の行使により当社が交付する株式数は、行使請求に係る本社債の額面金額を、転換価格で除した数であります。

当該社債は、ソフト・マンドトリー条項が付与されております。ソフト・マンドトリー条項とは、償還日前の一定期間において、株価水準にかかわらず、当社の選択により一定の株主資本増強を可能とするスキームであります。

（4）リース債務

リース債務の期日別残高及び現在価値は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)		当連結会計年度末 (2013年12月31日)	
	期日別残高	現在価値	期日別残高	現在価値
1年以内	2,417	2,329	1,161	1,028
1年超5年以内	3,049	2,732	2,930	2,474
5年超	2,396	1,955	2,509	1,904
合計	7,863	7,016	6,600	5,407

14 引当金

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
事業構造改善引当金	2,686	1,305	2,028
その他	1,620	252	409
流動負債合計	4,307	1,558	2,438
事業構造改善引当金	4,573	3,467	5,983
その他	7,523	7,926	8,164
非流動負債合計	12,096	11,394	14,147

「その他」には、識別可能なリスクに係る未確定債務に関連した諸引当である、資産除去債務や環境関連支出等に関する引当金が含まれております。

移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要な資産除去債務はありません。

引当金の増減内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)		
	事業構造改善引当金	その他	合計
1月1日残高	4,773	8,179	12,952
期中増加額	7,948	2,122	10,070
目的使用による減少額	△4,801	△2,666	△7,467
期中戻入額	△828	△583	△1,411
その他	920	1,522	2,442
12月31日残高	8,011	8,574	16,586

当連結会計年度における事業構造改善引当金については、事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失を見積り、認識・測定しております。支払時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

15 退職給付

当社グループは、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

給付の水準は、個々の従業員の勤務期間中における貢献度に応じて一定のポイントに基づいて決定しております。資産の管理・運用・給付は、主に企業年金基金によって行われております。企業年金の運用利回りは制度の持続可能性を反映して決定しております。

一部のグループ会社においては、確定拠出型の制度を設けております。

(1) 確定給付型年金制度

確定給付型年金制度の連結財政状態計算書上の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
確定給付制度債務の現在価値	△358,232	△378,235
制度資産の公正価値	236,652	291,761
合計	△121,580	△86,474
前払年金費用(注)	1	31
退職給付に係る負債	△121,581	△86,505

(注) 前払年金費用は、連結財政状態計算書上、「その他の非流動資産」に含まれております。

(当社(旭硝子株式会社)の企業年金制度)

当社では、法的に独立したAGC企業年金基金によって制度が運営されております。AGC企業年金基金には代議員会が設置され、事業主において選出する者と加入者が互選する者、各々半数ずつで構成されております。代議員より役員として理事と監事を互選し、理事長(代議員会の議長)は事業主側から選出されます。

確定給付企業年金法等において、当社には年金給付を行うAGC企業年金基金への掛金の拠出等の義務が課されております。基金の理事には法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、AGC企業年金基金の規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実に、積立金の管理及び運用に関する業務を遂行する義務等の責任が課されております。また、自己又はAGC企業年金基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為は、理事の禁止行為とされております。

イ. 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日残高	△340,075	△358,232
制度から支払われた給付	13,838	17,477
当期勤務費用	△10,524	△10,462
利息費用	△6,287	△8,166
過去勤務費用	△2	963
数理計算上の差異	△9,250	△2,474
人口統計上の仮定の変更による	△20,383	△2,861
財務上の仮定の変更による	13,997	1,064
その他	△2,864	△676
為替換算差額	△4,419	△15,494
その他	△1,511	△1,846
12月31日残高	△358,232	△378,235

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度末は主に17年、当連結会計年度末は主に17年であります。

ロ. 制度資産の公正価値の変動

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日残高	190,473	236,652
事業主による拠出	19,231	13,827
給付支給額	△12,117	△14,599
利息収益(注)	5,125	5,296
制度資産に係る収益(利息収益を除く)	27,827	36,555
為替換算差額	4,607	12,314
その他	1,505	1,714
12月31日残高	236,652	291,761

(注) 利息収益は、制度資産の公正価値に割引率を乗じた金額で測定しております。

当社グループは、翌連結会計年度において確定給付制度へ、19,767百万円拠出する予定であります。

当社においては、AGC企業年金基金の規約に基づき将来にわたり財政の均衡を保つことができるように5年毎に基金の事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うことが規定されております。

再計算では、掛金に係る基礎率(予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、予定新規加入者数等)を見直し、掛金の妥当性を再検証しております。

ハ. 制度資産の構成項目

制度資産は、確定給付制度の持続可能性を確保する目的で運用しております。制度資産は、主として株式及び債券に投資されており、これらの市場リスクにさらされております。制度資産への投資によるリスクとリターンの目標は方針として策定されております。投資の成果は適切にモニタリングされ、積み立ての状況や投資先の市場の動向に留意しつつ、定期的の方針の見直しを行っております。

制度資産の構成項目は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)			当連結会計年度末 (2013年12月31日)		
	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの (注)	計	活発な市場における公表価格があるもの	活発な市場における公表価格がないもの (注)	計
株式	76,913	36,146	113,060	97,477	50,007	147,484
債券	50,427	58,756	109,183	56,276	68,793	125,069
その他	3,488	10,919	14,408	3,452	15,754	19,207
合計	130,829	105,822	236,652	157,206	134,554	291,761

(注) 活発な市場における公表価格がないものの株式には、国内及び海外の上場株式で構成される私募投資信託が含まれております。

ニ. 確定給付制度に関する費用の内訳

確定給付制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
当期勤務費用	△10,524	△10,462
利息費用	△6,287	△8,166
利息収益	5,125	5,296
過去勤務費用	△2	963
合計	△11,689	△12,369

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」等に計上しております。

ホ. 数理計算上の仮定

期末日現在の主要な数理計算上の仮定は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
割引率 (%)	1.8	1.7

数理計算上の仮定には、上記以外に予定昇給率、死亡率、予定退職率等が含まれます。

へ. 数理計算上の仮定の感応度分析

期末日時点で、以下に示された割合で割引率が変動した場合、確定給付制度債務の増減額は以下のとおりであります。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
割引率 (0.5%高)	26,793
割引率 (0.5%低)	△30,716

(2) 確定拠出型年金制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
確定拠出制度に関する費用	△418	△536

上記費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

16 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して、当社株式を購入する権利を付与するストック・オプションを付与しております。当制度の下では、新株予約権1個当たり普通株式1,000株が付与対象者に付与されます。権利行使期間内に、権利行使されない場合には、当該オプションは失効いたします。

全般的な契約条件については、以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2006年4月28日	625,000	付与日(2006年4月28日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	2008年6月1日から 2012年5月31日	1,757
2006年6月1日	15,000	付与日(2006年6月1日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	2008年6月1日から 2012年5月31日	1,779
2007年7月2日 (株式報酬型)	266,000	(注)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注)	1
2007年7月2日 (通常型)	65,000	付与日(2007年7月2日)以降、権利確定日(2009年7月1日)まで継続して勤務していること	2009年7月2日から 2013年7月1日	1,732
2008年7月1日 (株式報酬型)	265,000	(注)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注)	1
2008年7月1日 (通常型)	70,000	付与日(2008年7月1日)以降、権利確定日(2010年6月30日)まで継続して勤務していること	2010年7月1日から 2014年6月30日	1,391
2009年7月1日 (株式報酬型)	647,000	(注)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (通常型)	80,000	付与日(2009年7月1日)以降、権利確定日(2011年6月30日)まで継続して勤務していること	2011年7月1日から 2015年6月30日	776
2010年7月1日 (株式報酬型)	432,000	(注)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注)	1
2010年9月1日 (通常型)	205,000	付与日(2010年9月1日)以降、権利確定日(2013年8月31日)まで継続して勤務していること	2013年9月1日から 2019年8月31日	862
2011年3月1日 (株式報酬型)	31,000	(注)	2011年3月2日から 2041年3月1日(注)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	430,000	(注)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注)	1
2011年7月1日 (通常型)	176,000	付与日(2011年7月1日)以降、権利確定日(2014年6月30日)まで継続して勤務していること	2014年7月1日から 2020年6月30日	964
2012年7月2日 (株式報酬型)	1,020,000	(注)	2012年7月3日から 2042年7月2日(注)	1
2012年7月2日 (通常型)	308,000	付与日(2012年7月2日)以降、権利確定日(2015年7月1日)まで継続して勤務していること	2015年7月2日から 2021年7月1日	562
2013年3月26日 (株式報酬型)	278,000	(注)	2013年3月27日から 2043年3月26日(注)	1
2013年7月1日 (株式報酬型)	592,000	(注)	2013年7月2日から 2043年7月1日(注)	1
2013年7月1日 (通常型)	331,000	付与日(2013年7月1日)以降、権利確定日(2016年6月30日)まで継続して勤務していること	2016年7月1日から 2022年6月30日	761

(注) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(2) オプション数及び平均行使価格

期中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は以下のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
1月1日現在の未行使残高	3,255,000	523	3,936,000	192
期中の付与	1,328,000	131	1,201,000	211
期中の失効	4,000	862	9,000	862
期中の行使	8,000	1	241,000	1
期中の満期消滅	635,000	1,758	55,000	1,732
12月31日現在の未行使残高	3,936,000	192	4,832,000	187
12月31日現在の行使可能残高	3,255,000	75	4,017,000	77

契約有効期間の加重平均は、前連結会計年度は23.0年、当連結会計年度は22.5年です。

前連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は、552円、当連結会計年度に行使されたストック・オプションの行使日における加重平均株価は、683円です。

(3) オプションの公正価値

前連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2012年7月2日 (株式報酬型)	2012年7月2日 (通常型)
測定日時点の公正価値	253円	108円
株価	530円	530円
行使価格	1円	562円
予想ボラティリティ	38%	40%
オプションの残存期間	15年	6年
予想配当金額	26円/株	26円/株
リスクフリー利率	1.34%	0.31%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

当連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、以下の前提により、ブラック・ショールズ式を用いて算出しております。

付与日	2013年3月26日 (株式報酬型)	2013年7月1日 (株式報酬型)	2013年7月1日 (通常型)
測定日時点の公正価値	354円	355円	138円
株価	648円	649円	649円
行使価格	1円	1円	761円
予想ボラティリティ	37%	37%	41%
オプションの残存期間	15年	15年	6年
予想配当金額	26円/株	26円/株	26円/株
リスクフリー利率	1.05%	1.33%	0.45%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づき算定しております。

(4) IFRS第2号が適用されていない持分決済型株式報酬取引

(1) の記載のうち、IFRS第1号の免除規定によりIFRS第2号が適用されていないストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。付与時点における株式数にて表示しております。

付与日	株式数 (株)	権利確定条件	権利行使期間	行使価格 (円)
2006年4月28日	625,000	付与日(2006年4月28日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	2008年6月1日から 2012年5月31日	1,757
2006年6月1日	15,000	付与日(2006年6月1日)以降、権利確定日(2008年5月31日)まで継続して勤務していること	2008年6月1日から 2012年5月31日	1,779
2007年7月2日 (株式報酬型)	266,000	(注)	2007年7月3日から 2037年7月2日(注)	1
2007年7月2日 (通常型)	65,000	付与日(2007年7月2日)以降、権利確定日(2009年7月1日)まで継続して勤務していること	2009年7月2日から 2013年7月1日	1,732
2008年7月1日 (株式報酬型)	265,000	(注)	2008年7月2日から 2038年7月1日(注)	1
2008年7月1日 (通常型)	70,000	付与日(2008年7月1日)以降、権利確定日(2010年6月30日)まで継続して勤務していること	2010年7月1日から 2014年6月30日	1,391
2009年7月1日 (株式報酬型)	647,000	(注)	2009年7月2日から 2039年7月1日(注)	1
2009年7月1日 (通常型)	80,000	付与日(2009年7月1日)以降、権利確定日(2011年6月30日)まで継続して勤務していること	2011年7月1日から 2015年6月30日	776
2010年7月1日 (株式報酬型)	432,000	(注)	2010年7月2日から 2040年7月1日(注)	1
2011年3月1日 (株式報酬型)	31,000	(注)	2011年3月2日から 2041年3月1日(注)	1
2011年7月1日 (株式報酬型)	430,000	(注)	2011年7月2日から 2041年7月1日(注)	1

(注) 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できます。

(5) 株式報酬取引に係る費用

株式報酬取引に係る費用は、前連結会計年度は294百万円、当連結会計年度は352百万円であります。
当該費用は、連結純損益計算書上、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

17 資本

(1) 資本金及び資本剰余金

(単位：千株)

	全額払込済の発行済株式数 (無額面普通株式)	
	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日現在	1,186,705	1,186,705
増減	—	—
12月31日現在	1,186,705	1,186,705
授権株式数	2,000,000	2,000,000

資本剰余金は、資本取引から発生した金額のうち、資本金に含まれない金額により構成されております。

日本の会社法では、株式の発行に対しての払い込み又は給付の2分の1以上を資本金に、残りを資本剰余金に含まれる項目に組み入れることが規定されております。

(2) 利益剰余金

利益剰余金には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を売却した場合に、その他の包括利益で認識されていた累積利得又は損失を振り替えた金額が含まれております。

また、移行日時点で、従前の基準で認識されていた為替換算調整勘定を振り替えた金額が含まれております。

(3) 自己株式

(単位：千株)

	自己株式	
	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日現在	30,766	31,123
単元未満株式の買増請求に基づく減少	△18	△4
単元未満株式の買取による増加	46	67
取締役会決議に基づく取得による増加	336	—
ストック・オプションの行使による減少	△8	△241
12月31日現在	31,123	30,945

(4) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△59,842	△48,996	△25,940
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	19,748	48,402	90,441
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	47	174	△69
在外営業活動体の換算差額	—	92,083	219,403
合計	△40,046	91,663	283,835

(確定給付負債（資産）の純額の再測定)

確定給付負債（資産）の純額の再測定には、期首における数理計算上の仮定と実際の結果との差異による影響、制度資産に係る収益（実績額）と制度資産に係る利息収益（予定額）の差額等が含まれます。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

(キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動)

未発生のヘッジ取引に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段の公正価値の純変動額の累積額のうち、ヘッジが有効な部分からなります。

(在外営業活動体の換算差額)

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額からなります。

(5) 配当

各年度における配当金の支払額は、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2012年3月29日 定時株主総会	普通株式	15,027	13.00	2011年12月31日	2012年3月30日
2012年8月3日 取締役会	普通株式	15,027	13.00	2012年6月30日	2012年9月7日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2013年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,022	13.00	2012年12月31日	2013年3月29日
2013年7月31日 取締役会	普通株式	15,025	13.00	2013年6月30日	2013年9月6日

また、配当の効力発生日が、翌年度となるものは、以下のとおりであります。

(前連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2013年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,022	13.00	2012年12月31日	2013年3月29日

(当連結会計年度)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年3月28日 定時株主総会	普通株式	5,778	5.00	2013年12月31日	2014年3月31日

18 その他の包括利益

各年度のその他の包括利益の期中の変動額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)			当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	18,577	△8,287	10,290	34,081	△10,918	23,163
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	44,801	△15,705	29,095	65,858	△23,539	42,318
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	122	5	127	△178	60	△117
在外営業活動体の換算差額	94,698	—	94,698	131,138	—	131,138
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	217	—	217	211	45	257
合計	158,416	△23,988	134,428	231,110	△34,351	196,759

上記の項目のうち、非支配持分に帰属する金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)			当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)		
	税効果前	税効果	純額	税効果前	税効果	純額
確定給付負債（資産）の純額の再測定	△388	56	△331	519	△29	489
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	15	△8	7	35	△12	23
在外営業活動体の換算差額	2,614	—	2,614	3,818	—	3,818
合計	2,242	48	2,290	4,373	△42	4,331

19 収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
商品・製品の売上	1,169,768	1,301,741
その他	20,183	18,265
合計	1,189,952	1,320,006

20 費用の性質別分類

費用の性質別分類と事業利益の関係は、以下のとおりであります。

事業利益には、営業活動から発生するすべての収益・費用が含まれます。営業利益は、当社グループの業績を継続的に比較・評価することに資する指標であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
売上高	1,189,952	1,320,006
人件費	△229,123	△261,383
減価償却費及び償却費	△117,856	△135,751
その他	△741,220	△842,977
営業利益	101,751	79,894
固定資産売却益	1,700	1,964
受取保険金	10,651	—
その他	3,437	2,212
その他収益	15,789	4,176
為替差損	△4,754	△7,818
固定資産除却損	△7,652	△4,469
減損損失	△6,063	△4,355
事業構造改善費用	△13,745	△17,430
その他	△6,316	△4,161
その他費用	△38,533	△38,235
事業利益	79,008	45,835

研究開発費の合計額は、前連結会計年度47,074百万円、当連結会計年度46,882百万円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度にて資産計上した開発費は、連結財政状態計算書において認識しておりません。

事業構造改善費用に含まれている減損損失は、前連結会計年度6,323百万円、当連結会計年度7,050百万円であります。

21 オペレーティング・リース

借手としてのリース

当社グループは、一部の賃貸用建物等をオペレーティング・リース契約によりリースしております。

いくつかのリース契約には、更新又は購入選択権が含まれております。サブリース契約及びエスカレーション条項並びに、リース契約によって課された制限（配当や追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

解約不能オペレーティング・リースのリース料の期日は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
1年以内	1,310	1,814
1年超5年以内	3,394	3,915
5年超	1,616	1,630
合計	6,322	7,360

前連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は1,378百万円、当連結会計年度において純損益として認識した最低リース料総額は1,689百万円であります。

22 金融収益及び金融費用

金融収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
受取利息	1,380	1,488
受取配当金	3,030	3,607
その他	32	41
合計	4,443	5,137

金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
支払利息	△7,189	△6,437
その他	△1,263	△154
合計	△8,453	△6,591

「受取利息」及び「支払利息」は、主に償却原価で測定される金融資産及び金融負債から発生しております。

「受取配当金」は、主にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産から発生しております。

23 法人所得税費用

(1) 法人所得税費用の構成

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
当期法人所得税費用	△22,243	△20,600
繰延法人所得税費用	△242	△4,758
合計	△22,485	△25,358

(2) その他の包括利益で認識された法人所得税

その他の包括利益で認識された法人所得税は、注記18「その他の包括利益」にて記載しております。

(3) 実効税率の調整表

当社及び国内連結子会社の法人所得税費用は、主に法人税（国税）、住民税及び事業税（地方税）から構成されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率は、以下のとおりであり、当連結会計年度にて税率が変更されました。

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
法人税	30.0%	25.5%
事業税	7.4	7.4
住民税	6.0	5.1
小計	43.4	38.0
事業税（支払時）の損金算入を反映した法定実効税率	40.4	37.8

なお、法人税及び住民税と異なり、事業税は支払い時に、法人税法上損金算入しております。

また、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されております。

当社の法定実効税率と連結純損益計算書における法人所得税費用の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
当社の法定実効税率	40.4%	37.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.3
受取配当等の永久に益金に算入されない項目	△2.2	△2.1
在外子会社の税率差異	△28.0	△5.3
未認識の一時差異の変動額	19.2	31.3
その他	△0.1	△5.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0	57.1

24 1株当たり当期純利益

(1) 基本的1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	48,433	16,139
普通株式の加重平均株式数 (千株)	1,155,879	1,155,720
基本的1株当たり当期純利益 (円)	41.90	13.97

(2) 希薄化後1株当たり当期純利益

希薄化後1株当たり当期純利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期純利益 (百万円)	48,433	16,139
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益への調整額 (百万円)	766	405
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に使用する利益 (百万円)	49,199	16,544
普通株式の加重平均株式数 (千株)	1,155,879	1,155,720
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響		
新株予約権付社債 (千株)	88,323	45,690
新株予約権方式によるストック・オプション (千株)	2,794	3,618
希薄化後の普通株式の加重平均株式数 (千株)	1,246,997	1,205,028
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	39.45	13.73

25 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、財務目標として、ROE（親会社所有者帰属持分当期純利益率）、D/Eレシオ（有利子負債・純資産比率）を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指しております。

(2) 信用リスク

信用リスクとは、当社グループが、契約相手先が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被るリスクであります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

金融資産の帳簿価額の合計額は信用リスクの最大エクスポージャーを表しております。

イ. 年齢分析

期末日における、期日は経過しているものの減損していない営業債権の年齢分析は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
期日経過後3ヶ月以内	14,427	18,351
期日経過後3ヶ月超1年以内	1,740	1,618
期日経過後1年超	664	1,162
合計	16,831	21,131

ロ. 貸倒引当金

当社グループは、期末日において個別に重要な金融資産は回収不能な金額、期末日において個別に重要でない金融資産は過去の実績率等に基づく金額により減損損失を計上するために、貸倒引当金勘定を使用しております。当該金融資産に係る貸倒引当金は、連結財政状態計算書上、「営業債権」及び「その他の金融資産」に含まれております。

各連結会計年度の営業債権及びその他の金融資産の貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日現在	7,586	8,530
期中増加額	1,018	701
目的使用による減少額	△554	△443
期中戻入額	△277	△318
その他	758	1,024
12月31日現在	8,530	9,495

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクであります。

借入金や社債などの金融負債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2012年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	358,825	362,887	70,082	16,381	37,962	18,648	29,635	190,177
コマーシャル・ペーパー	11,862	11,925	11,925	—	—	—	—	—
社債	112,148	117,862	21,303	43,463	644	644	20,644	31,164
新株予約権付社債	48,745	50,000	—	50,000	—	—	—	—
リース債務	7,016	7,863	2,417	994	804	765	485	2,396
有利子負債計	538,600	550,539	105,729	110,838	39,410	20,057	50,764	223,738
その他(注)	212,634	212,634	212,543	91	—	—	—	—
合計	751,234	763,173	318,272	110,930	39,410	20,057	50,764	223,738

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」、「その他の非流動負債」からなります。

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	4,493	4,493	4,493	—
金利デリバティブ	4,641	4,711	1,415	3,296
合計	9,135	9,204	5,908	3,296

(単位：百万円)

当連結会計年度末 (2013年12月31日)								
	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金	400,628	404,193	82,863	33,189	39,124	32,788	43,015	173,212
コマーシャル・ペーパー	6,849	6,874	6,874	—	—	—	—	—
社債	112,731	116,664	44,081	651	651	20,651	589	50,038
新株予約権付社債	49,396	50,000	50,000	—	—	—	—	—
リース債務	5,407	6,600	1,161	1,002	887	577	462	2,509
有利子負債計	575,014	584,333	184,980	34,844	40,664	54,017	44,067	225,759
その他(注)	217,251	217,251	217,220	31	—	—	—	—
合計	792,265	801,585	402,200	34,875	40,664	54,017	44,067	225,759

(注) その他は「営業債務」、「その他の債務」、「その他の非流動負債」からなります。

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年内	1年超
デリバティブ金融負債				
通貨デリバティブ	2,432	2,432	2,432	—
金利デリバティブ	3,767	4,299	1,347	2,952
商品デリバティブ	216	216	216	—
合計	6,416	6,948	3,995	2,952

満期分析に含まれているキャッシュ・フローが著しく早期に発生すること、又は著しく異なる金額で発生すること
は見込まれておりません。

(4) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、機能通貨以外の通貨で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。為替変動リスクを管理するため、為替予約や通貨スワップ等を利用し、為替変動リスクをヘッジしております。

主要な為替レートは以下のとおりであります。

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
米ドル	79.82	86.58	97.65	105.39
ユーロ	102.63	114.71	129.68	145.05

イ. 為替変動リスクのエクスポージャー

為替変動リスクのエクスポージャーは以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、為替予約や通貨スワップ等により為替変動リスクを回避している金額を除いております。

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)		当連結会計年度末 (2013年12月31日)	
	千米ドル	千ユーロ	千米ドル	千ユーロ
外貨建金融商品	157,096	△374	149,997	△4,888

ロ. 為替変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する外貨建金融商品において、期末日における為替レートが、米ドル、ユーロに対してそれぞれ1%円高となった場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、為替変動リスクの各エクスポージャーに1%を乗じて算定し、各為替レートの変動が他の変数（他の為替レート、金利等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
米ドル (1%円高)		△136		△158
ユーロ (1%円高)		0		7

(5) 金利変動リスク

変動金利の有利子負債は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引を用いております。

イ. 金利変動リスクのエクスポージャー

金利変動リスクのエクスポージャーは、以下のとおりであります。なお、エクスポージャーの金額は、金利スワップ取引により変動リスクを回避している金額を除いております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)			当連結会計年度末 (2013年12月31日)		
	1年内	1年超	合計	1年内	1年超	合計
借入金	32,045	—	32,045	50,218	—	50,218
商業・ペーパー	11,862	—	11,862	6,849	—	6,849
短期有利子負債	43,908	—	43,908	57,068	—	57,068
借入金	19,655	122,046	141,702	30,668	127,977	158,645
社債	—	2,294	2,294	2,901	—	2,901
長期有利子負債	19,655	124,341	143,996	33,569	127,977	161,546

ロ. 金利変動リスクの感応度分析

当社グループが期末日にて保有する変動性金利金融商品において、期末日における金利が、1%上昇した場合に税引前利益に影響を与える金額は以下のとおりであります。

この分析は、金利変動リスクのエクスポージャーに1%を乗じて算定し、金利の変動が他の変数（為替レート等）に与える影響はないものと仮定しております。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
変動金利性金融商品	△1,879	△2,186

(6) 公正価値

イ. 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおり算定しております。

(デリバティブ)

通貨デリバティブは先物相場や契約を締結している金融機関から提示された価格等、金利デリバティブは契約を締結している金融機関から提示された価格等、商品デリバティブは契約を締結している取引先から提示された価格等に基づいております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、第三者による鑑定評価及びその他の適切な評価方法により見積もっております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(社債)

市場価格に基づき、公正価値を算定しております。

(新株予約権付社債)

転換権を持たない類似した社債を参考に金融機関が算出した情報を元に、公正価値を算定しております。

(上記以外の金融商品)

上記以外の金融商品は主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額に近似しております。

ロ. 金融商品の公正価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)		当連結会計年度末 (2013年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する金融資産				
その他の流動資産及びその他の金融資産				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	1,109	1,109	443	443
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	264	264	170	170
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	162,005	162,005	226,089	226,089
償却原価で測定される金融資産				
現金及び現金同等物	133,818	133,818	132,649	132,649
営業債権	244,396	244,396	260,901	260,901
その他の債権	16,820	16,820	22,198	22,198
その他の金融資産	14,898	14,898	16,950	16,950
公正価値で測定する金融負債				
その他の流動負債及びその他の非流動負債				
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	9,135	9,135	6,332	6,332
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	—	83	83
償却原価で測定される金融負債				
営業債務	118,907	118,907	135,559	135,559
有利子負債（短期及び長期）				
借入金	358,825	362,763	400,628	406,863
コマーシャル・ペーパー	11,862	11,862	6,849	6,849
社債	112,148	115,352	112,731	115,561
新株予約権付社債	48,745	49,766	49,396	49,857
リース債務	7,016	7,016	5,407	5,407
その他の債務	93,635	93,635	81,661	81,661
その他の非流動負債	91	91	31	31

ハ. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定する金融商品を評価方法ごとに分析したものであります。公正価値の測定に利用するインプットをもとにそれぞれのレベルを以下のように分類しております。

インプットには、株価、為替レート並びに金利及び商品価格等に係る指数が含まれております。

- ・レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値
- ・レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(単位：百万円)

前連結会計年度末（2012年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	1,374	—	1,374
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	1,109	—	1,109
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	264	—	264
資本性金融商品	155,647	—	6,358	162,005
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	155,647	—	6,358	162,005
デリバティブ金融負債	—	9,135	—	9,135
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	9,135	—	9,135

当連結会計年度末（2013年12月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ金融資産	—	614	—	614
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	443	—	443
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	170	—	170
資本性金融商品	219,814	—	6,274	226,089
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	219,814	—	6,274	226,089
デリバティブ金融負債	—	6,416	—	6,416
ヘッジの要件を満たさないデリバティブ	—	6,332	—	6,332
ヘッジの要件を満たすデリバティブ	—	83	—	83

レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の重要な振り替えが行われた金融商品はありませぬ。

レベル3に分類される金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、市場価格が入手できない金融商品であります。当該金融商品に係る公正価値の測定は、グループ会計方針に準拠し算定しております。公正価値を算定するに際しては、インプットを合理的に見積もり、資産の性質等から判断して第三者による鑑定評価等最も適切な評価方法を決定しております。

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1月1日残高	6,169	6,358
取得	524	443
売却	△624	△804
その他の包括利益	343	254
その他の変動	△54	23
12月31日残高	6,358	6,274

二. 資本性金融商品

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
三菱地所(株)	46,541	71,435
三菱商事(株)	23,868	29,230
トヨタ自動車(株)	14,017	22,470
その他	77,577	102,952
合計	162,005	226,089

資本性金融商品は、公正価値（市場価格等）の状況と事業上の必要性の検討を踏まえ売却を行っており、期中で売却した銘柄の公正価値及び資本でその他の包括利益として認識していた累積利得又は損失の合計額は以下のとおりであります。売却により認識していた累積利得又は損失は、売却時にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
2,211	440	1,811	441

資本性金融商品から認識される、受取配当金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
当期中に認識の中止を行った金融資産	期末日現在で保有する金融資産	当期中に認識の中止を行った金融資産	期末日現在で保有する金融資産
37	2,993	40	3,567

(7) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、デリバティブ契約を締結し、金融資産及び金融負債のキャッシュ・フローの変動をヘッジしております。デリバティブは経済的にヘッジするために保有しており、トレーディング目的で保有しておりません。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたって、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。ヘッジ関係は、キャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれ、ヘッジ指定を受けたすべての会計期間にわたって非常に有効であったかを継続的に評価しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ手段として指定したデリバティブによりヘッジ対象に係る将来キャッシュ・フローの変動をヘッジしております。

当社グループは、燃料価格に係るキャッシュ・フローの変動をヘッジすることを目的として、燃料スワップを締結し商品価格変動リスクをヘッジしております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの詳細は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末 (2012年12月31日)			当連結会計年度末 (2013年12月31日)		
ヘッジ対象	ヘッジ手段		ヘッジ対象	ヘッジ手段	
	契約額等	公正価値		契約額等	公正価値
燃料購入の予定取引	3,235	264	燃料購入の予定取引	8,113	86

キャッシュ・フロー・ヘッジであるデリバティブに関連するキャッシュ・フローの発生する期間と、キャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間はほぼ同時であると予測され、その期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)			
	帳簿価額	見積キャッシュ・フロー	1年内	1年超
燃料デリバティブ				
資産	264	264	228	36

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2013年12月31日)			
	帳簿価額	見積キャッシュ・フロー	1年内	1年超
燃料デリバティブ				
資産	170	170	106	63
負債	△83	△83	△83	—

26 コミットメント

有形固定資産の取得に関して契約上確約している重要なコミットメントは、当連結会計年度末において、24,452百万円であります。

27 偶発事象

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対して以下のとおり保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	当連結会計年度末 (2013年12月31日)
旭インディア硝子	643 (-)	- (-)
ひびき灘開発	176 (176)	148 (148)
その他	138 (4)	122 (4)
合計	959 (181)	270 (152)

28 関連当事者

(関連当事者との取引)

関連当事者との取引は、通常の事業取引と同様の条件で行われております。

(取締役への報酬の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当連結会計年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
月例報酬及び賞与	339	313
株式報酬型ストック・オプション	77	64
合計	417	378

29 関係会社

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要性のある非支配持分を有する子会社は該当ありません。

持分法適用会社については、「注記10 持分法適用会社」にて記載しております。

30 重要な後発事象

AGCガラス・ヨーロッパのルー工場（ベルギー、従業員190名）における太陽電池用カバーガラスの生産停止について、同工場労働組合との協議を2014年2月10日から開始しております。

本件の業績へ与える影響額は、現時点では未定であります。

31 初度適用

IFRSは、IFRSを初めて適用する会社に対して、原則としてIFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号では、IFRSで要求される基準の一部について任意に免除規定を適用できることを定めております。当社グループが適用した主な免除規定の内容は、以下のとおりであります。

・企業結合

移行日以前の企業結合についてはIFRSに準拠した会計処理を適用することが免除されているため、移行日以前の企業結合に対し遡及して適用することを行っておりません。移行日時点ののれんの残高は、従前の基準（日本基準）における帳簿価額を引き継いでおります。

・在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の換算差額の累計額は、移行日時点でゼロとみなしております。

・金融商品の指定

資本性金融商品は、移行日時点でその公正価値の変動をその他の包括利益で表示する金融資産に指定しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目、「認識及び測定の影響による影響」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を表示しております。

移行日（2012年1月1日）現在の資本に対する調整

（単位：百万円）

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による 影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	98,789	18,769	—	117,558		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	233,675	△4,993	△1	228,680		営業債権
棚卸資産	194,325	—	7	194,332		棚卸資産
有価証券	25,000	△25,000				
繰延税金資産	13,610	△13,610			(F)	
流動資産(その他)	46,367	△46,367				
	—	34,680	0	34,680		その他の債権
	—	4,513	—	4,513		未収法人所得税
	—	13,403	△0	13,402		その他の流動資産
貸倒引当金	△4,993	4,993				
流動資産合計	606,774	△13,610	5	593,169		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	842,563	—	△840	841,722		有形固定資産
のれん	15,721	—	2,134	17,856	(A)	のれん
無形資産(その他)	21,386	—	—	21,386		無形資産
投資有価証券	148,350	△148,350				
	—	29,871	13	29,885		持分法で会計処理されている投資
長期貸付金	5,124	△5,124				
	—	131,582	394	131,977		その他の金融資産
繰延税金資産	42,441	13,610	22,997	79,049	(D)(F)	繰延税金資産
投資その他の資産(その他)	11,787	△10,572	40	1,255		その他の非流動資産
貸倒引当金	△2,592	2,592				
固定資産合計	1,084,781	13,610	24,740	1,123,133		非流動資産合計
資産合計	1,691,556	—	24,746	1,716,302		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による 影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本 負債
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金	112,448	—	10	112,459		営業債務
短期借入金	47,552	△47,552				
コマーシャル・ペーパー	13,369	△13,369				
	—	42,264	—	42,264		短期有利子負債
1年内償還予定の社債	40,078	△40,078				
1年内償還予定の新株予約権付社債	50,000	△50,000				
	—	109,624	△732	108,892	(B)	1年内返済予定の長期有利子負債
未払金及び未払費用	82,965	△82,965				
	—	122,590	—	122,590		その他の債務
未払法人税等	9,220	—	—	9,220		未払法人所得税
引当金	14,828	△7,241	△3,280	4,307	(C)	引当金
流動負債(その他)	48,944	△41,516	—	7,428	(F)	その他の流動負債
流動負債合計	419,410	△8,245	△4,001	407,163		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債	92,014	△92,014				
新株予約権付社債	50,000	△50,000				
長期借入金	184,485	△184,485				
	—	331,408	△2,797	328,611	(B)	長期有利子負債
繰延税金負債	10,383	8,245	28	18,657	(F)	繰延税金負債
退職給付引当金	58,591	—	87,144	145,735	(D)	退職給付に係る負債
引当金(その他)	10,192	7,553	△5,648	12,096	(C)	引当金
固定負債(その他)	16,017	△12,461	1,821	5,377		その他の非流動負債
固定負債合計	421,684	8,245	80,547	510,477		非流動負債合計
負債合計	841,095	—	76,545	917,640		負債合計
純資産の部						資本
資本金	90,873	—	—	90,873		資本金
資本剰余金	96,961	1,584	1,723	100,269	(B)	資本剰余金
利益剰余金	812,533	—	△175,922	636,610	(E)	利益剰余金
自己株式	△29,888	—	—	△29,888		自己株式
その他有価証券評価差額金	19,910	△19,910				
繰延ヘッジ損益	47	△47				
為替換算調整勘定	△183,005	183,005				
新株予約権	1,584	△1,584				
	—	△163,047	123,000	△40,046	(D)(E)	その他の資本の構成要素
	809,016	—	△51,198	757,818		親会社の所有者に帰属する持分合計
少数株主持分	41,444	—	△600	40,843		非支配持分
純資産合計	850,460	—	△51,798	798,661		資本合計
負債純資産合計	1,691,556	—	24,746	1,716,302		負債及び資本合計

移行日（2012年1月1日）現在の資本に対する調整に関する注記

(A) のれん及び負ののれんに係る調整

当社グループは、のれん及び負ののれんを純額で表示しておりましたが、IFRSでは、移行日時点で、負ののれんを利益剰余金に振り替えております。

当社グループは、移行日時点で企業結合について免除規定を適用しております。IFRSでは、のれんの減損の兆候の有無にかかわらず、移行日時点でのれんの減損テストを実施することが要求されております。なお、移行日時点でのれんの減損テストを実施した結果、認識すべきのれんの減損損失はありません。

(B) 社債、新株予約権付社債に係る調整

当社グループは、社債の発行時に発生した費用の全額をその時点で費用として認識しておりました。IFRSでは、金融負債の発行に直接起因する費用は予想残存期間にわたって配分しております。

また、当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を全額負債として表示しておりましたが、IFRSにおける金融負債及び資本性金融商品の定義に準拠し、新株予約権付社債の発行条件に照らして負債部分と資本部分に分類しております。このため、IFRSでは資本部分に相当する金額を振り替えております。

(C) 定期修繕引当金に係る調整

当社グループは、将来、定期修繕により発生する費用を引当金として計上しておりました。IFRSでは、定期修繕引当金は引当金の要件を満たさないため、定期修繕引当金を取り崩しております。

(D) 退職給付に係る負債に係る調整

当社グループは、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用を一定の期間で償却し、未償却の数理計算上の差異及び過去勤務費用は認識しておりませんでした。IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識することが求められております。また、IFRSの規定に準拠し退職給付債務の期間帰属や数理計算上の仮定に基づき、退職給付債務を再計算しております。

(E) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	移行日 (2012年1月1日)	注
日本基準	812,533	
のれん及び負ののれんに係る調整	2,134	注記(A)参照
社債、新株予約権付社債に係る調整	21	注記(B)参照
定期修繕引当金に係る調整	4,128	注記(C)参照
為替換算調整勘定に係る調整	△183,005	下記参照
その他	3,909	
小計	639,721	
税効果に係る調整	△3,196	
非支配持分に係る調整	84	
IFRS	636,610	

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を選択し、為替換算調整勘定の累積額を移行日時点で全額利益剰余金に振り替えております。

(F) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主に、繰延税金資産及び繰延税金負債については流動部分をすべて非流動部分に組み替えております。

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による 影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	100,461	33,357	—	133,818		現金及び現金同等物
受取手形及び売掛金	249,572	△5,173	△2	244,396		営業債権
棚卸資産	208,348	—	△316	208,031		棚卸資産
有価証券	20,300	△20,300				
繰延税金資産	12,059	△12,059			(F)	
流動資産（その他）	65,680	△65,680				
	—	31,939	—	31,939		その他の債権
	—	11,051	—	11,051		未収法人所得税
	—	9,632	3	9,635		その他の流動資産
貸倒引当金	△5,173	5,173				
流動資産合計	651,248	△12,059	△315	638,873		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	957,661	—	△854	956,806		有形固定資産
のれん	26,922	—	3,676	30,599	(A)	のれん
無形資産（その他）	24,986	—	—	24,986		無形資産
投資有価証券	195,897	△195,897				
	—	34,403	341	34,745		持分法で会計処理さ れている投資
長期貸付金	6,040	△6,040				
	—	176,339	564	176,903		その他の金融資産
繰延税金資産	24,624	12,059	13,237	49,921	(D) (F)	繰延税金資産
投資その他の資産 （その他）	15,349	△12,162	372	3,558		その他の非流動資産
貸倒引当金	△3,357	3,357				
固定資産合計	1,248,124	12,059	17,337	1,277,521		非流動資産合計
資産合計	1,899,373	—	17,021	1,916,394		資産合計

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による 影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
流動負債						負債
支払手形及び買掛金	118,893	—	14	118,907		流動負債
短期借入金	69,141	△69,141				営業債務
コマーシャル・ペーパー	11,862	△11,862				
1年内償還予定の社債	—	43,908	—	43,908		短期有利子負債
	20,000	△20,000				
	—	59,513	△92	59,421	(B)	1年内返済予定の長期有利子負債
未払金及び未払費用	76,422	△76,422				
	—	113,007	—	113,007		その他の債務
未払法人税等	15,325	—	—	15,325		未払法人所得税
引当金	13,419	△9,416	△2,445	1,558	(C)	引当金
流動負債(その他)	47,750	△31,030	2	16,722	(F)	その他の流動負債
流動負債合計	372,816	△1,443	△2,520	368,852		流動負債合計
固定負債						非流動負債
社債	92,294	△92,294				
新株予約権付社債	50,000	△50,000				
長期借入金	289,683	△289,683				
	—	437,424	△2,154	435,270	(B)	長期有利子負債
繰延税金負債	11,360	1,443	△14	12,789	(F)	繰延税金負債
退職給付引当金	59,681	—	61,899	121,581	(D)	退職給付に係る負債
引当金(その他)	9,076	8,048	△5,731	11,394	(C)	引当金
固定負債(その他)	17,509	△13,494	1,743	5,759		その他の非流動負債
固定負債合計	529,607	1,443	55,743	586,794		非流動負債合計
負債合計	902,423	—	53,223	955,646		負債合計
純資産の部						資本
資本金	90,873	—	—	90,873		資本金
資本剰余金	96,961	1,862	1,598	100,423	(B)	資本剰余金
利益剰余金	826,265	—	△170,844	655,421	(E)	利益剰余金
自己株式	△30,076	—	—	△30,076		自己株式
その他有価証券評価差額金	48,615	△48,615				
繰延ヘッジ損益	174	△174				
為替換算調整勘定	△90,971	90,971				
新株予約権	1,862	△1,862				
	—	△42,181	133,844	91,663	(D)(E)	その他の資本の構成要素
	943,705	—	△35,400	908,304		親会社の所有者に帰属する持分合計
少数株主持分	53,243	—	△800	52,443		非支配持分
純資産合計	996,949	—	△36,201	960,747		資本合計
負債純資産合計	1,899,373	—	17,021	1,916,394		負債及び資本合計

前連結会計年度末（2012年12月31日）現在の資本に対する調整に関する注記

(A) のれん及び負ののれんに係る調整

当社グループは、のれん及び負ののれんを純額で表示しておりましたが、IFRSでは、移行日時点で、負ののれんを利益剰余金に振り替えております。IFRSでは、のれんの償却は行われず、毎期減損テストを実施することが要求されます。

(B) 社債、新株予約権付社債に係る調整

当社グループは、社債の発行時に発生した費用の全額をその時点で費用として認識しておりました。IFRSでは、金融負債の発行に直接起因する費用は予想残存期間にわたって配分しております。

また、当社グループは、新株予約権付社債の発行による収入を全額負債として表示しておりましたが、IFRSにおける金融負債及び資本性金融商品の定義に準拠し、新株予約権付社債の発行条件に照らして負債部分と資本部分に分類しております。このため、IFRSでは資本部分に相当する金額を振り替えております。

(C) 定期修繕引当金に係る調整

当社グループは、将来、定期修繕により発生する費用を引当金として計上しておりました。IFRSでは、定期修繕引当金は引当金の要件を満たさないため、定期修繕引当金を取り崩しております。

(D) 退職給付に係る負債に係る調整

当社グループは、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用を一定の期間で償却し、未償却の数理計算上の差異及び過去勤務費用は認識しておりませんでした。IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識することが求められております。またIFRSの規定に準拠し退職給付債務の期間帰属や数理計算上の仮定に基づき、退職給付債務を再計算しております。

(E) 利益剰余金に対する調整

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (2012年12月31日)	注
日本基準	826,265	
のれん及び負ののれんに係る調整	3,780	注記(A)参照
社債、新株予約権付社債に係る調整	△1,268	注記(B)参照
定期修繕引当金に係る調整	4,228	注記(C)参照
退職給付に係る負債に係る調整	6,283	注記(D)参照
為替換算調整勘定に係る調整	△183,005	下記参照
その他	3,632	
小計	659,917	
税効果に係る調整	△4,487	
非支配持分に係る調整	△8	
IFRS	655,421	

当社グループは、IFRS第1号の免除規定を選択し、為替換算調整勘定の累積額を移行日時点で全額利益剰余金に振り替えております。

(F) 表示組替

当社グループは、上記の他、IFRSの規定に準拠するために表示組替を行っており、主に、繰延税金資産及び繰延税金負債については流動部分をすべて非流動部分に組み替えております。

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）の純損益及び包括利益に対する調整

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	1,189,956	—	△4	1,189,952		売上高
売上原価	△871,286	22,919	2,318	△846,048	(A) (B)	売上原価
売上総利益	318,670	22,919	2,313	343,903		売上総利益
販売費及び一般管理費	△225,724	△22,838	4,765	△243,798	(A) (C)	販売費及び一般管理費
	—	1,258	387	1,646		持分法による投資利益
営業利益	92,945	1,339	7,466	101,751		営業利益
営業外収益	7,363	△7,363				
営業外費用	△13,687	13,687				
経常利益	86,621					
特別利益	14,120	1,580	89	15,789	(D)	その他収益
特別損失	△31,772	△6,445	△315	△38,533	(C) (D)	その他費用
				79,008		事業利益
	—	4,443	—	4,443		金融収益
	—	△7,240	△1,212	△8,453	(E)	金融費用
				△4,009		金融収益・費用合計
税金等調整前当期純利益	68,970	—	6,028	74,998		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	△22,249	1,054	△1,291	△22,485		法人所得税費用
法人税等調整額	1,054	△1,054				
少数株主損益調整前当期純利益	47,776	—	4,736	52,512		当期純利益
	—	43,790	4,643	48,433		親会社の所有者に帰属する当期純利益
少数株主利益	3,986	—	93	4,079		非支配持分に帰属する当期純利益
当期純利益	43,790	△43,790				

(単位：百万円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定 の差異による影響	IFRS	注記	IFRS表示科目
少数株主損益調整前当期純利益	47,776	—	4,736	52,512		当期純利益
その他の包括利益	—	—	10,290	10,290	(A)	その他の包括利益 純損益に振り替えられる ことのない項目 確定給付負債（資産） の純額の再測定
その他有価証券評価差額金	28,711	—	383	29,095	(D)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
	—	1	216	217	(A)	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
				39,602		純損益に振り替えられる ことのない項目合計 純損益に振り替えられる 可能性のある項目
繰延ヘッジ損益	127	—	—	127		キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動
為替換算調整勘定	92,445	2,165	87	94,698		在外営業活動体の換算差額
持分法適用会社に対する持分相当額	2,166	△2,166				
				94,825		純損益に振り替えられる 可能性のある項目合計
その他の包括利益合計	123,451	—	10,977	134,428		その他の包括利益（税引後）合計
包括利益	171,227	—	15,713	186,941		当期包括利益合計

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）の純損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(A) 退職給付に係る負債に係る調整

当社グループは、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用を一定の期間で償却しておりました。IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識することが求められております。また、退職給付債務の数理計算上の仮定が相違するため、退職給付費用を追加認識しております。

(B) 定期修繕引当金に係る調整

当社グループは、将来の修繕に備えた費用を引当金として計上しておりました。IFRSでは、定期修繕引当金は引当金の要件を満たさないため、定期修繕引当金を取り崩しております。

(C) のれん及び負ののれんに係る調整

当社グループは、のれん及び負ののれんを一定期間にわたり償却しておりました。IFRSでは、のれんの償却は行われず、毎期減損テストを実施することが要求されます。なお、前連結会計年度において、のれんが配分された資金生成単位の帳簿価額が日本基準とIFRSで相違することにより、追加でのれんの減損損失を認識しております。

(D) 資本金商品に係る調整

当社グループは、資本金商品の売却損益及び減損を損益として認識しておりました。IFRSでは、資本金商品の公正価値の変動をその他の包括利益として表示することを選択しているため、売却損益及び減損は認識されません。

(E) 社債、新株予約権付社債に係る調整

当社グループは、社債等の発行時に発生した費用の全額をその時点で損益として認識しておりました。IFRSでは、実効金利法に基づき、金融負債の発行に直接起因する費用は、予想残存期間にわたって純損益として認識しております。

上記の他、当社グループは、IFRSの規定に準拠し、グループの経営成績を適切に表示するために表示組替を行っております。営業外収益又は費用は主に金融収益又は費用に、特別利益又は損失は主にその他収入又はその他費用に組み替えております。

前連結会計年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）のキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に準拠し開示していた連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに準拠し開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に重要な差異はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等（日本基準）

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	306,372	638,439	971,882	1,320,006
税金等調整前四半期（当期） 純利益金額（百万円）	13,468	27,552	31,680	36,653
四半期（当期）純利益金額 （百万円）	7,630	17,035	15,729	10,333
1株当たり四半期（当期）純 利益金額（円）	6.60	14.74	13.61	8.94

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 損失（△）金額（円）	6.60	8.14	△1.13	△4.67

（注）当連結会計年度及び第4四半期については、監査法人による監査又はレビューを受けておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,985	8,467
受取手形	※1 7,358	※1 6,458
売掛金	※1 113,321	※1 110,120
有価証券	20,000	42,000
商品及び製品	25,224	27,820
仕掛品	24,549	23,584
原材料及び貯蔵品	21,285	20,266
前払費用	1,912	2,127
繰延税金資産	4,363	4,822
短期貸付金	※1 87,842	※1 83,608
未収入金	※1 19,927	※1 22,051
未収還付法人税等	8,213	—
その他	5,056	2,735
貸倒引当金	△70	△68
流動資産合計	350,969	353,995
固定資産		
有形固定資産		
建物	174,031	176,431
減価償却累計額	△100,552	△103,887
建物（純額）	73,479	72,544
構築物	72,824	73,035
減価償却累計額	△52,943	△53,716
構築物（純額）	19,881	19,319
機械及び装置	600,274	606,921
減価償却累計額	△453,982	△466,621
機械及び装置（純額）	146,292	140,300
車両運搬具	1,126	1,123
減価償却累計額	△930	△955
車両運搬具（純額）	196	168
工具、器具及び備品	55,460	55,829
減価償却累計額	△49,068	△49,058
工具、器具及び備品（純額）	6,392	6,771
土地	29,146	28,440
リース資産	8,297	8,371
減価償却累計額	△2,479	△3,240
リース資産（純額）	5,818	5,131
建設仮勘定	24,818	20,021
有形固定資産合計	※2 306,024	※2 292,696
無形固定資産		
工業所有権	996	536
ソフトウェア	7,934	7,845
その他	201	154
無形固定資産合計	9,131	8,535

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	157,517	220,499
関係会社株式	262,466	263,872
関係会社出資金	52,459	74,002
関係会社長期貸付金	10,014	25,446
破産更生債権等	4,288	4,120
長期前払費用	1,461	1,001
繰延税金資産	2,898	—
その他	3,080	3,001
貸倒引当金	△2,713	△2,725
投資その他の資産合計	491,471	589,220
固定資産合計	806,627	890,452
資産合計	1,157,597	1,244,448
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 95,920	※1 91,573
短期借入金	35,000	65,910
1年内償還予定の社債	20,000	40,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	—	50,000
未払金	26,239	17,616
未払費用	3,945	3,851
未払法人税等	—	3,669
前受金	349	218
預り金	※1 36,989	※1 32,385
賞与引当金	4,390	4,174
役員賞与引当金	84	62
定期修繕引当金	2,154	1,847
事業構造改善引当金	4	—
その他	3,385	1,103
流動負債合計	228,464	312,413
固定負債		
社債	90,000	70,000
新株予約権付社債	50,000	—
長期借入金	218,000	218,000
繰延税金負債	—	20,855
退職給付引当金	31,236	34,973
債務保証損失引当金	41	254
事業構造改善引当金	552	552
その他	8,082	6,847
固定負債合計	397,912	351,483
負債合計	626,376	663,896

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	109	1,066
固定資産圧縮積立金	12,687	12,055
別途積立金	276,000	250,000
繰越利益剰余金	19,552	52,298
利益剰余金合計	330,967	338,038
自己株式	△30,076	△29,884
株主資本合計	482,928	490,192
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46,429	88,369
評価・換算差額等合計	46,429	88,369
新株予約権	1,862	1,989
純資産合計	531,220	580,551
負債純資産合計	1,157,597	1,244,448

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
売上高	※1 543,103	※1 540,108
売上原価		
製品期首たな卸高	27,348	26,837
当期製品仕入高	※1 173,523	※1 183,331
当期製品製造原価	※1 234,868	※1 230,037
製品期末たな卸高	△26,837	△29,043
たな卸資産評価損	△1,075	△673
売上原価	407,828	410,488
売上総利益	135,275	129,619
販売費及び一般管理費	※2, ※3 116,994	※2, ※3 114,511
営業利益	18,280	15,108
営業外収益		
受取利息	602	581
受取配当金	※1 18,923	※1 25,873
為替差益	1,776	5,175
その他	1,054	1,160
営業外収益合計	22,356	32,791
営業外費用		
支払利息	2,829	2,812
社債利息	1,573	1,328
その他	1,264	364
営業外費用合計	5,667	4,504
経常利益	34,970	43,394
特別利益		
固定資産売却益	—	1,859
投資有価証券売却益	382	405
関係会社株式売却益	1,035	—
貸倒引当金戻入額	100	—
債務保証損失引当金戻入額	8,212	—
特別利益合計	9,730	2,264
特別損失		
固定資産売却損	187	—
固定資産除却損	5,553	2,150
減損損失	※4 2,973	—
関係会社株式評価損	25,784	778
貸倒引当金繰入額	641	163
事業構造改善費用	377	—
環境対策費	327	1,081
その他	—	534
特別損失合計	35,845	4,708
税引前当期純利益	8,855	40,951
法人税、住民税及び事業税	1,225	3,691
法人税等調整額	4,086	110
法人税等合計	5,311	3,802
当期純利益	3,543	37,148

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 原材料費		123,725	53.7	118,819	51.9
II 労務費		32,323	14.0	30,194	13.2
III 経費		74,491	32.3	79,786	34.9
1 減価償却費		29,695		28,426	
2 外注加工費		24,157		22,819	
3 その他		20,639		28,540	
当期総製造費用計		230,539	100.0	228,799	100.0
仕掛品期首たな卸高		27,609		24,549	
他勘定振替高	(注3)	1,270		272	
仕掛品期末たな卸高		△24,549		△23,584	
差引当期製品製造原価		234,868		230,037	

注 1 製造原価には次の引当金繰入額が含まれております。

	前事業年度	当事業年度
賞与引当金繰入額	1,384百万円	1,226百万円
定期修繕引当金繰入額	2,154百万円	1,847百万円
退職給付引当金繰入額	6,586百万円	5,919百万円

- 2 当社の原価計算は、ガラス、電子及び化学品等の各事業単位毎に、それぞれの実態に応じた工程別累加法による総合原価計算を採用しております。
- 3 他勘定振替高は当期末仕掛品評価減によるものであります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2012年1月1日 至 2012年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却準備金	特定災害防止準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	90,873	91,164	22,618	169	37	13,526	251,000	70,129
当期変動額								
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	△60	-	-	-	60
特定災害防止準備金の取崩	-	-	-	-	△37	-	-	37
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△839	-	839
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	25,000	△25,000
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△30,054
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	3,543
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△60	△37	△839	25,000	△50,577
当期末残高	90,873	91,164	22,618	109	-	12,687	276,000	19,552

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△29,888	509,631	17,621	1,584	528,836
当期変動額					
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-
特定災害防止準備金の取崩	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	△30,054	-	-	△30,054
当期純利益	-	3,543	-	-	3,543
自己株式の取得	△214	△214	-	-	△214
自己株式の処分	25	21	-	-	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	28,808	278	29,086
当期変動額合計	△188	△26,703	28,808	278	2,383
当期末残高	△30,076	482,928	46,429	1,862	531,220

当事業年度（自 2013年1月1日 至 2013年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却準備金	特定災害防止準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	90,873	91,164	22,618	109	—	12,687	276,000	19,552
当期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	1,019	—	—	—	△1,019
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△62	—	—	—	62
特定災害防止準備金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	53	—	△53
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△684	—	684
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△26,000	26,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△30,047
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	37,148
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	956	—	△631	△26,000	32,746
当期末残高	90,873	91,164	22,618	1,066	—	12,055	250,000	52,298

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△30,076	482,928	46,429	1,862	531,220
当期変動額					
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
特定災害防止準備金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△30,047	—	—	△30,047
当期純利益	—	37,148	—	—	37,148
自己株式の取得	△44	△44	—	—	△44
自己株式の処分	237	208	—	—	208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	41,939	126	42,066
当期変動額合計	192	7,264	41,939	126	49,330
当期末残高	△29,884	490,192	88,369	1,989	580,551

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(4) 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検の見積り費用と、次回定期点検までの稼働期間を勘案した金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により発生年度の翌事業年度から償却しております。

(6) 債務保証損失引当金

子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額相当額を計上しております。

(7) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理及び関係会社整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記をした以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
資産の部：受取手形	1,390百万円	1,456百万円
売掛金	35,524	31,980
短期貸付金	77,820	75,580
未収入金	16,594	15,705
負債の部：買掛金	63,117	57,986
預り金	21,798	19,620

※2 国庫補助金等による固定資産圧縮額

前事業年度 (2012年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は184百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置155百万円、工具、器具及び備品28百万円であります。

当事業年度 (2013年12月31日)

国庫補助金等による圧縮記帳額は977百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は機械及び装置963百万円、構築物12百万円、工具、器具及び備品1百万円でありま

3 保証債務

次の会社の金融機関等借入に対して保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

	前事業年度 (2012年12月31日)		当事業年度 (2013年12月31日)
AGCアメリカ	24,242百万円 (24,242)	AGCアメリカ	29,509百万円 (29,509)
旭硝子ファインテクノ韓国	14,211 (14,211)	AGCキャピタル	17,688 (-)
旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司	14,010 (14,010)	AGCガラス・ヨーロッパ	13,779 (-)
旭硝子顕示玻璃(深圳)有限公司	13,772 (13,400)	旭硝子顕示玻璃(深圳)有限公司	13,000 (13,000)
AGCキャピタル	12,146 (-)	AGCガラス・ブラジル	11,918 (-)
その他32社及び従業員	61,721 (38,110)	その他19社及び従業員	71,610 (58,093)
計	140,103 (103,974)	計	157,507 (100,602)

(損益計算書関係)

※1 関係会社との主な取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
売上高	204,430百万円	198,482百万円
製品及び原材料仕入高	227,974	229,377
受取配当金	16,185	22,642

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78%、当事業年度79%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
運搬費及び保管費	26,226百万円	24,967百万円
給料及び手当	15,759	16,357
賞与引当金繰入額	1,927	1,918
退職給付引当金繰入額	5,400	5,309
減価償却費	4,523	3,758
研究開発費	41,426	40,202
調査費	5,619	5,961

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は、下記のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
一般管理費	41,426百万円	40,202百万円

※4 減損損失

前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

当社は、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において当該減少額を特別損失として2,973百万円計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
電子用ガラス製造設備	京浜工場	機械及び装置、構築物等	1,147
	関西工場	機械及び装置、建物等	142
その他設備	千葉工場	機械及び装置、建物等	1,683

※用途ごとの減損損失の内訳

電子用ガラス製造設備 1,289百万円

(内、機械及び装置1,199百万円、構築物41百万円、建物38百万円、その他9百万円)

その他設備 1,683百万円

(内、機械及び装置1,043百万円、建物491百万円、その他149百万円)

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを主として6%で割引いて算定しております。

当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	30,766	383	26	31,123
合計	30,766	383	26	31,123

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加383千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加336千株及び単元未満株式の買取りによる増加46千株であります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少26千株は、単元未満株式の売渡しによる減少18千株及びストック・オプションの行使による減少8千株であります。

当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	31,123	67	245	30,945
合計	31,123	67	245	30,945

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加67千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
- 2 普通株式の自己株式の株式数の減少245千株は、単元未満株式の売渡しによる減少4千株及びストック・オプションの行使による減少241千株であります。

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
1年内	250	250
1年超	1,442	1,191
合計	1,693	1,442

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2012年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	21,044	8,322
関連会社株式	348	2,993	2,644

当事業年度(2013年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	12,721	22,819	10,098
関連会社株式	1,305	4,202	2,896

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
子会社株式	243,353	242,682
関連会社株式	6,042	7,162

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
繰延税金資産		
投資有価証券及び関係会社株式評価損	60,503百万円	59,210百万円
退職給付引当金	33,039	31,558
減損損失	5,741	6,073
減価償却費損金算入限度超過額	5,541	4,963
短期貸付金	3,326	3,326
その他	8,470	8,326
繰延税金資産小計	116,620	113,459
評価性引当額	△64,999	△63,394
繰延税金資産合計	51,621	50,065
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△24,390	△47,574
退職給付信託設定益	△12,837	△11,248
固定資産圧縮積立金	△7,066	△6,671
その他	△66	△603
繰延税金負債合計	△44,359	△66,098
繰延税金資産(負債)の純額	7,261	△16,033

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2012年12月31日)	当事業年度 (2013年12月31日)
法定実効税率	40.4%	37.8%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△83.9	△19.4
試験研究費特別控除	△14.3	△3.6
評価性引当額	99.5	△4.1
その他	18.3	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.0	9.3

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)		当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)	
1株当たり純資産額	458.09円	1株当たり純資産額	500.59円
1株当たり当期純利益金額	3.07円	1株当たり当期純利益金額	32.14円
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	2.84円	1株当たり当期純利益金額	30.83円

注 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2012年1月1日 至 2012年12月31日)	当事業年度 (自 2013年1月1日 至 2013年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	3,543	37,148
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,543	37,148
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,155,879	1,155,720
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	1	0
普通株式増加数 (千株)	91,118	49,308
(うち、新株予約権付社債) (千株)	(88,323)	(45,690)
(うち、新株予約権方式による ストック・オプション) (千株)	(2,794)	(3,618)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権の数871個)	新株予約権方式によるストック・オプション (新株予約権の数830個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
		三菱地所(株)	22,714,072	71,435
三菱商事(株)	14,492,305	29,230		
トヨタ自動車(株)	3,500,000	22,470		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	30,909,470	21,451		
本田技研工業(株)	3,400,000	14,722		
スズキ(株)	2,970,000	8,399		
三菱重工業(株)	12,200,000	7,942		
キリンホールディングス(株)	5,195,539	7,860		
三菱瓦斯化学(株)	9,670,163	7,484		
三菱倉庫(株)	3,315,168	5,506		
日本カーバイド工業(株)	7,812,223	2,468		
大和ハウス工業(株)	1,084,168	2,206		
三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,952		
日本碍子(株)	867,486	1,733		
明和産業(株)	3,849,100	1,478		
(株)三菱総合研究所	630,000	1,342		
(株)村上開明堂	739,000	1,052		
ダイハツ工業(株)	585,000	1,042		
その他(115銘柄)	43,170,816	10,356		
計		172,136,410	220,135	

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	—	42,000
		小計	—	42,000
		計	—	42,000
投資有価証券	その他有価証券	投資事業有限責任組合等への出資(2銘柄)	—	351
		その他(2銘柄)	—	12
		小計	—	364
計		—	42,364	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	174,031	3,273	873	176,431	103,887	3,991	72,544
構築物	72,824	1,227	1,016	73,035	53,716	1,711	19,319
機械及び装置	600,274	25,141	18,494	606,921	466,621	28,083	140,300
車両運搬具	1,126	41	44	1,123	955	66	168
工具、器具及び備品	55,460	3,111	2,743	55,829	49,058	2,568	6,771
土地	29,146	12	718	28,440	—	—	28,440
リース資産	8,297	148	74	8,371	3,240	828	5,131
建設仮勘定	24,818	37,668	42,465	20,021	—	—	20,021
有形固定資産計	965,980	70,623	66,429	970,175	677,478	37,250	292,696
無形固定資産							
工業所有権	—	—	—	26,095	25,559	481	536
ソフトウェア	—	—	—	36,206	28,361	2,765	7,845
その他	—	—	—	1,919	1,765	47	154
無形固定資産計	—	—	—	64,222	55,686	3,295	8,535
長期前払費用	—	—	—	3,727	2,726	561	1,001

注 1 当期増加の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 : 関西工場 電子用ガラス製造設備更新
 千葉工場 化学品製造設備
 建設仮勘定 : 関西工場 電子用ガラス製造設備更新

2 当期減少の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置 : 千葉工場 化学品製造設備

3 無形固定資産および長期前払費用の金額は資産の総額の100分の1以下でありますので、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,784	164	145	8	2,794
賞与引当金	4,390	4,174	4,390	—	4,174
役員賞与引当金	84	62	84	—	62
定期修繕引当金	2,154	1,847	2,154	—	1,847
事業構造改善引当金	556	—	0	4	552
債務保証損失引当金	41	212	—	—	254

注 1 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、見積り回収不能額の減少に伴う戻入によるものであります。

2 事業構造改善引当金の「当期減少額（その他）」は、見積り費用の減少に伴う戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ 現金及び預金

摘要	金額 (百万円)
現金	15
銀行預金	8,451
普通預金	8,434
その他	17
計	8,467

ロ 受取手形

(イ) 相手先別内訳

摘要	金額 (百万円)
トヨタ自動車	1,477
AGCガラスプロダクツ	1,456
尾池工業	1,136
ダイハツ工業	643
榎屋	259
その他	1,484
計	6,458

(ロ) 期日別内訳

残高 (百万円)	2014年1月 (百万円)	2月 (百万円)	3月 (百万円)	4月以降 (百万円)
6,458	2,813	2,517	999	128

ハ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

摘要	金額 (百万円)
シャープ	9,626
三菱商事	4,466
AGCファブリテック	4,385
ジャパンディスプレイ	4,374
トヨタ自動車	3,451
その他	83,817
計	110,120

(ロ) 滞留状況

当期首残高 (A) (百万円)	当期売上高 (B) (百万円)	当期回収高 (C) (百万円)	当期末残高 (D) (百万円)	回収率並びに滞留状況	
				回収率 (%) = $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	滞留期間 (月) = $(D) \div \frac{(B)}{12}$
113,321	540,108	543,308	110,120	83.1	2.4

ニ 商品及び製品

摘要	金額 (百万円)
製品	
ガラス製品	10,311
電子製品	5,293
化学品製品	12,216
計	27,820

ホ 仕掛品

摘要	金額 (百万円)
ガラス仕掛品	4,387
電子仕掛品	12,820
化学品仕掛品	6,377
計	23,584

ヘ 原材料及び貯蔵品

摘要	金額 (百万円)
原材料	
主要原材料	6,187
包装材料	123
燃料	616
小計	6,926
貯蔵品	13,339
計	20,266

ト 短期貸付金

相手先	金額 (百万円)
AGCアメリカ	47,952
AGCエレクトロニクス	8,808
現先	7,998
その他	18,848
計	83,608

②固定資産

イ 関係会社株式

摘要	金額 (百万円)
AGCガラス・ヨーロッパ	97,190
韓国電気硝子	28,473
AGCテクノグラス	14,235
AGCアメリカ	13,314
旭硝子ファインテクノ韓国	13,252
その他	97,407
計	263,872

ロ 関係会社出資金

摘要	金額 (百万円)
AGCガラス・ブラジル	27,823
旭硝子顕示玻璃 (深圳) 有限公司	10,080
旭硝子汽車玻璃 (中国) 有限公司	9,106
その他	26,992
計	74,002

③流動負債

イ 買掛金

相手先	金額 (百万円)
AGCファイナンス	30,097
丸善石油化学	4,487
京葉モノマー	4,397
AGCディスプレイグラス台湾	3,745
旭硝子ファインテクノ韓国	2,441
その他	46,404
計	91,573

ロ 短期借入金

相手先	金額 (百万円)
シティバンク銀行(注)	65,910
計	65,910

(注) 当社は、金融機関のキャッシュマネジメントサービスを通じ、子会社が当該金融機関に対して持つ預金を当社の事業資金として活用しております。

④固定負債

イ 社債

70,000百万円

内訳は、連結財務諸表注記 13 有利子負債 (1) 社債 に記載しております。

ロ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
シンジケートローン(注)	121,000
明治安田生命保険	47,000
三菱UFJ信託銀行	25,000
その他	25,000
計	218,000

(注)三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行及び日本生命保険をエージェントとする協調融資によるものであります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

注 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第88期)	自 2012年1月1日 至 2012年12月31日	2013年3月28日 関東財務局長に提出
(2) 四半期報告書 及び確認書	(第89期 第1四半期)	自 2013年1月1日 至 2013年3月31日	2013年5月13日 関東財務局長に提出
	(第89期 第2四半期)	自 2013年4月1日 至 2013年6月30日	2013年8月9日 関東財務局長に提出
	(第89期 第3四半期)	自 2013年7月1日 至 2013年9月30日	2013年11月8日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づくものでありま す。		2013年3月29日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第2号の2の規定に基づくものでありま す。		2013年6月6日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書の 訂正報告書	2013年6月6日提出の臨時報告書に係わる 訂正報告書であります。		2013年7月1日 関東財務局長に提出
(5) 発行登録書(社債)及び その添付書類			2013年4月5日 関東財務局長に提出
(6) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2013年5月28日 関東財務局長に提出
(7) 訂正発行登録書			2013年5月13日 関東財務局長に提出
			2013年6月6日 関東財務局長に提出
			2013年7月1日 関東財務局長に提出
			2013年8月9日 関東財務局長に提出
			2013年11月8日 関東財務局長に提出
(8) 内部統制報告書 及びその添付書類			2013年3月28日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2014年3月28日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中嶋 歩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 乗松 敏隆

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、旭硝子株式会社及び連結子会社の2013年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の2013年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、旭硝子株式会社が2013年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2014年 3月28日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中嶋 歩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 乗松 敏隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旭硝子株式会社の2013年1月1日から2013年12月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の2013年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2014年3月28日
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石村 和彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 藤野 隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役石村和彦及び取締役藤野隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2013年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。なお、当連結会計年度の売上高にて、重要な事業拠点が連結売上高の概ね2／3に達していることを確認しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。